

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成25年度に係る業務の実績に関する評価

## 全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

### ①評価結果の総括

- ・研究所のミッションとビジョンが明らかにされ、これに基づいて経営されており、第3期中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。
- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、「研究ニーズ調査と研究課題設定・実施・普及システム」及び内外の評価に基づいた研究の質の向上を図るための仕組みを確立し、安定的・効果的に機能させており、国の政策課題や教育現場のニーズを反映した研究課題が選定されるとともに、優れた研究成果をあげ、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献している。
- ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく取組等、政府方針に対応した取組が適切になされている。

### ②平成25年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

#### (1)事業計画に関する事項

- ・外部資金による研究、大学等との共同研究及び大学連携研究力向上事業等の取組により、大学の専門性を活用した研究の質的向上が図られていると評価できる。今後もナショナルセンターとしての研究水準を維持するための努力が必要である。(項目別-p19,p97参照)
- ・教育相談支援については、依頼を受けて実施した機関より高い評価を受けており、今後とも、都道府県では対応困難な事例への対応、日本人学校への支援といったナショナルセンターに期待される役割を踏まえた支援を行うとともに、その活動について広く情報提供していくことが望まれる。(項目別-p47,p50参照)

#### (2)その他

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育の充実」(平成24年7月)を受け、インクルーシブ教育システム構築支援データベースのウェブサイトを立ち上げたところであり、26年度以降も特別支援教育のナショナルセンターとしての取組を着実に進めていくことが期待される。(項目別-p68参照)

### ③特記事項

- ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における各法人等について講ずべき措置を踏まえ、「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置し、共同実施が可能な対象の業務等の検討を進めている。

文部科学省独立行政法人評価委員会  
初等中等教育分科会 国立特別支援教育総合研究所部会 名簿

(委員)

◎ 岩井 雄一 十文字学園女子大学 21世紀教育創生部教授

(臨時委員)

安藤 隆男 国立大学法人筑波大学人間系教授

内田 照雄 一般社団法人日本自閉症協会理事

岡田 哲也 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長

杉本 由美子 非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会地域交流室室長

○ 村林 守 元三重中京大学現代法経学部教授

(◎：部会長、○：部会長代理)

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成25年度に係る業務の実績に関する評価

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 <sup>※</sup>					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 <sup>※</sup>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A			4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供	A	A	A		
1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	A	A	A			(1)研究成果の普及促進等	A	A	A		
(1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	A	A	A			(2)特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動	A	A	A		
(2)評価システムの充実による研究の質の向上	A	A	A			II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A		
(3)学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による实际的で総合的な研究の推進	A	A	A			III 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A	A	A			IV 短期借入金の限度額	—	—	—		
(1)都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	A	A	A			V 重要な財産の処分等に関する事項	A	A	A		
(2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	S	S	S			VI 外部資金導入の推進	A	A	A		
(3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成	A	A	A			VII 剰余金の使途	—	—	—		
(4)各都道府県等が実施する研修に対する支援	A	A	A			VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A		
3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施	A	A	A								
(1)各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援	A	A	A								
(2)各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施	A	A	A								

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

※「—」は当該年度では該当がないことを、「／」は終了した事業を表す。

備考

財務参考資料 【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
収入						支出						決算報告書より
運営費交付金	1,419	1,343	1,082	987	923	人件費	786	704	741	653	561	
施設整備費補助金	25	32	24	19	21	業務経費	377	480	249	247	257	
受託事業等	5	7	7	7	8	施設整備費	25	32	24	19	21	
厚生労働省補助金	-	-	-	-	-	厚生労働省補助金	-	-	-	-	-	
諸収入(寄附金含む)	41	15	13	11	48	受託事業等	5	7	7	7	8	
						一般管理費	60	86	57	57	91	
						寄附金	-	1	3	4	3	
計	1,490	1,397	1,126	1,024	999	計	1,253	1,310	1,080	987	941	

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
費用						収益						損益計算書より
経常費用						運営費交付金収益	1,182	1,275	1,029	942	882	
業務経費						資産貸付収入	7	8	9	8	9	
人件費	652	593	632	559	447	文献複写料収入	0	0	0	0	0	
事業経費	298	381	207	218	208	受託収入	1	2	2	0	0	
一般管理費						寄付金収益	-	0	3	3	3	
人件費	160	147	149	139	169	補助金収益	-	-	-	-	-	
その他管理費	42	43	36	37	57	資産見返負債戻入	15	15	23	23	22	
減価償却費	57	57	51	29	41	物品受贈益	-	-	2	-	-	
財務費用	3	1	0	1	2	受取利息	0	-	-	-	-	
雑損	-	-	-	-	-	雑益	9	11	9	9	10	
臨時損失	0	0	0	0	0	臨時利益	-	-	-	-	-	
計	1,212	1,223	1,076	983	924	計	1,214	1,311	1,077	985	927	
						純利益	2	87	1	2	3	
						総利益	2	87	1	2	3	

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
資金支出						資金収入						キャッシュ・フロー 計算書より
業務活動による支出						業務活動による収入						
原材料、商品又はサービスの購入による支出	247	305	250	196	193	運営費交付金による収入	1,260	1,138	1,082	939	883	
人件費支出	738	796	712	702	718	受託収入	1	2	2	-	-	
その他の業務支出	78	75	65	46	62	寄付金収入	30	2	0	1	36	
国庫納付金への支出	-	-	124	-	-	資産貸付収入	7	8	9	8	9	
投資活動による支出						文献複写料収入	0	0	0	0	0	
固定資産の取得による支出	35	77	52	30	35	補助金収入	-	-	-	-	-	
その他の支出	-	-	-	-	-	その他の収入	10	10	9	9	11	
財務活動による支出	42	44	38	10	30	投資活動による収入						
翌年度への繰越金	470	365	236	233	149	施設費による収入	25	32	10	23	19	
						その他の収入	0	-	-	-	-	
						財務活動による収入	-	-	-	-	-	
						前年度よりの繰越金	277	470	365	236	233	
計	1,610	1,662	1,477	1,217	1,187	計	1,610	1,661	1,477	1,216	1,191	

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
資産						負債						貸借対照表より
流動資産						流動負債						
現金及び預金	470	365	236	233	149	運営費交付金債務	205	0	48	40	27	
有価証券	-	-	-	-	-	預り寄附金	-	-	3	3	10	
未収金等	0	1	15	11	13	未払金等	230	230	162	182	82	
前払費用	3	0	0	1	0	預り金	14	13	12	16	15	
その他の流動資産	0	0	0	0	0	固定負債						
固定資産						資産見返負債	53	108	89	72	64	
有形固定資産	6,617	6,484	6,311	6,224	6,089	長期預り寄附金	28	28	25	22	47	
無形固定資産	0	14	11	8	6	長期未払金	30	-	-	40	31	
その他の資産	-	-	-	-	-							
						負債合計	560	378	340	375	276	
						資本						
						資本金	6,048	6,048	6,048	6,048	6,048	
						資本剰余金	445	313	185	51	-74	
						利益剰余金	37	124	1	3	6	
						(うち当期末処分利益)						
						資本合計	6,530	6,486	6,234	6,102	5,981	
資産合計	7,090	6,864	6,574	6,478	6,257	負債資本合計	7,090	6,864	6,574	6,477	6,257	

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
I 当期末処分利益						
当期総利益	2	87	1	2	3	
前期繰越欠損金	-	-	-	-		
II 利益処分額						
積立金	2	87	1	2	3	
独立行政法人通則法第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-	

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
定年制研究職員	45	44	41	38	38	3月31日現在(役員除く)
任期制研究系職員	0	0	0	0	0	
定年制事務職員	26	24	23	24	24	
任期制事務職員	1	1	0	0	0	

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成25年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A																					
		H23	H24	H25	H26																		
		A	A	A																			
【(中項目)1-1】	<p>1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</p> <p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 598 1512 774"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>421</td> <td>353</td> <td>291</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>26</td> <td>24</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p>	(中期目標期間)	H23	H24	H25			決算額(百万円)	421	353	291			従事人員数(人)	26	24	22			【評定】 A			
(中期目標期間)	H23	H24	H25																				
決算額(百万円)	421	353	291																				
従事人員数(人)	26	24	22																				
		H23	H24	H25	H26																		
		A	A	A																			
【(小項目)1-1-1】	(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	【評定】 A																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>①特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。</p> <p>イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。</p> <p>ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究を実施する。</p> <p>②研究計画を策定し研究体制の整備を進める。</p> <p>イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏</p>		H23	H24	H25	H26																		
		A	A	A																			
		<b>実績報告書等参照箇所</b>																					
		平成25年度事業報告書18～23頁																					

まえ改訂する。

ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。

ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。

ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。

③研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。

評価基準	実績	分析・評価												
<p>特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献したか。</p> <p>(独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について(以下、「勧告の方向性」という。))</p> <p>特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層精選、重点化するものとしたか。</p> <p>(独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(以下、「基本方針」という。))</p> <p>ナショナルセンターとして行うべき実際的・先導的研究課題を精選したか。</p>	<p>○当研究所の「研究基本計画」及び平成 25 年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究を一層精選、重点化して実施し、研究活動を展開した。</p> <p>平成 25 年度は、国の施策でもあるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組を円滑に進められるようにするため、平成 25 年度から平成 26 年度において、各研究班が参画する横断的な課題として、「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究」を行い、政策課題に資している。</p> <p>また、各関係機関からの研究ニーズ調査により、近年、発達障害との関係等もあり、「ことばの教室」の実態が多様化してきていること等を受け、「ことばの教室」に関する研究等を平成 24 年度に引き続き実施した。</p> <p>平成 25 年度実施研究課題一覧</p> <table border="1" data-bbox="649 1037 1456 1452"> <thead> <tr> <th>研究種別</th> <th>研究課題名</th> <th>研究期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門研究 A</td> <td>特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究</td> <td>平成 24 ～ 25 年度</td> </tr> <tr> <td>専門研究 A</td> <td>インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－</td> <td>平成 25 ～ 26 年度</td> </tr> <tr> <td>専門研究 A</td> <td>デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－</td> <td>平成 24 ～ 25 年度</td> </tr> </tbody> </table>	研究種別	研究課題名	研究期間	専門研究 A	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究	平成 24 ～ 25 年度	専門研究 A	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－	平成 25 ～ 26 年度	専門研究 A	デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－	平成 24 ～ 25 年度	<p>・研究テーマの選定については、「研究基本計画」に基づくとともに、国の政策課題や教育現場での課題を把握して、それを研究課題の設定、研究実施、研究結果の普及へと反映させていくための仕組みが整えられている。</p> <p>25 年度に実施した研究については、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究テーマが選ばれており、この仕組みが有効に機能していると認められる。このことは、実施された研究課題の「研究課題設定の意義」が外部評価によって高い評価を受けている(A+またはA)ことから裏づけられる。</p> <p>研究の成果については、内部外部の評価を受けた結果、いずれも高い評価(A+またはA)を受けている。したがって、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献したものと認められる。</p> <p>・「ことばの教室」に関する研究を引き続き実施したのは、各都道府県のニーズを反映した正しい選択である。「ことばの教室」は一般国民にとって、特別支援教育の入り口であるとともに、言語障害教育の専門性も必要なところであるが、人材育成という点でどの都道府県も困難性を抱えているところである。特総研が問題意識を強く持って継続的な研究をしてほしいところである。</p>
研究種別	研究課題名	研究期間												
専門研究 A	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究	平成 24 ～ 25 年度												
専門研究 A	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－	平成 25 ～ 26 年度												
専門研究 A	デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－	平成 24 ～ 25 年度												

	専門研究 B	特別支援学校(視覚障害)における教材・ 教具の活用及び情報の共有化に関する 研究—ICT の役割を重視しながら—	平成 24 ～ 25 年度	
	専門研究 B	知的障害教育における組織的・体系的な 学習評価の推進を促す方策に関する研 究—特別支援学校(知的障害)の実践事 例を踏まえた検討を通じて—	平成 25 ～ 26 年度	
	専門研究 B	特別支援学校(肢体不自由)の AT・ICT 活用の促進に関する研究—小・中学校等 への支援を目指して—	平成 24 ～ 25 年度	
	専門研究 B	ことばの遅れを主訴とする子どもに対す る早期からの指導の充実に関する研究 —子どもの実態の整理と指導の効果の 検討—	平成 24 ～ 25 年度	
	専門研究 B	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍 する自閉症のある児童生徒の算数科・数 学科における学習上の特徴の把握と指 導に関する研究	平成 24 ～ 25 年度	
	専門研究 B	高等学校における発達障害等の特別な 支援を必要とする生徒への指導・支援に 関する研究—授業を中心とした指導・支 援の在り方—	平成 24 ～ 25 年度	
	専門研究 B	重度・重複障害のある子どもの実態把 握、教育目標・内容の設定、及び評価等 に資する情報パッケージの開発研究	平成 25 ～ 26 年度	
	予備的、準 備的研究	聴覚障害教育における教科指導等の充 実に資する教材活用に関する研究～専 門性の継承、共有を目指して～	平成 25 年 度	
	共同研究	3D 造形装置による視覚障害教育用立体 教材の評価に関する実際的研究	平成 25 ～ 26 年度	
	共同研究	視覚障害のある児童生徒のための校内 触知案内図の作成と評価	平成 25 ～ 27 年度	
	共同研究	特別支援教育における支援機器活用ネ ットワーク構築に関する研究～高等専門	平成 25 ～ 27 年度	

<p>(平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)</p> <p>特別支援教育のナショナルセンターとして、外部資金による研究、大学等との共同研究をさらに促進するなど、厳しい財政事情下にあってもなお一定の研究水準を維持するための努力が必要である。</p> <p>研究計画を策定し研究体制の整備を進めたか。</p> <p>イ平成 24 年 2 月に改訂した研究基本計画に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。</p>	<table border="1" data-bbox="654 86 1473 169"> <tr> <td data-bbox="654 86 819 169"></td> <td data-bbox="819 86 1308 169">学校との連携による支援ネットワークの構築～</td> <td data-bbox="1308 86 1473 169"></td> </tr> </table> <p>(研究課題数、予算)</p> <p>平成 23 年度:21 課題、123,216 千円</p> <p>平成 24 年度:15 課題、110,895 千円</p> <p>平成 25 年度:14 課題、99,805 千円</p> <p>○外部資金による研究等については、本研究所の基幹研究である専門研究 A・B との関連性を考慮しつつ、研究計画調書等の作成に当たり、上席総括研究員等がアドバイザー役を担うことや外部資金の管理運営業務について豊富な知見を有した事務職員を採用することなど、外部資金による研究等の促進に向けた取組を進めている。</p> <p>また、平成 25 年度から大学等との連携により研究職員の研究力の向上に資する取組(大学連携研究力向上事業)を実施し、各大学が保有している特別支援教育に関する最新の情報の共有等、専門的な知見を得ることなどにより、一定の研究水準の維持に努めている。</p> <p>○「研究基本計画」及び平成 25 年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化、研究活動を展開した。</p> <p>研究課題の検討にあたっては、理事長による国の政策課題や教育現場の課題に対応した優先課題の選定、研究基本計画やこれまでの研究ニーズ調査結果等を踏まえ、各研究班において研究課題を検討し、研究企画書を作成することとしている。この研究企画書に基づき、研究所内で理事による研究ヒアリングを実施し、研究の妥当性や必要性について検討を行うとともに、平行して都道府県等教育委員会や関係団体等に対し意見照会(研究ニーズ調査)を行っている。その研究ニーズ調査の結果も踏まえ、再度、理事による研究ヒアリングを実施し、特別支援教育のナショナルセンターとしての研究水準の確保に努めている。</p> <p>また、研究課題の検討を行う際に、各研究班の班長が集まる研究班長会議において、議長である企画部長(理事)から、研究活動についての基本的な考え方を各研究班長に周知することで、研究課題の提案に資する</p>		学校との連携による支援ネットワークの構築～		<p>・外部資金による研究、大学等との共同研究の促進のための努力が行われ、その結果、外部資金による研究については、平成 25 年度において 30,550 千円の科研費の交付を受けた。</p> <p>大学等との共同研究については、25 年度において3課題に取り組まれた。</p> <p>これらは、ナショナルセンターとしての研究水準の維持に役立っているものと思われる。</p> <p>・当該年度の研究計画は、研究基本計画に基づくとともに、国の政策課題および教育現場のニーズを踏まえて立てられ、それにしたがって、研究テーマの選定と研究実施が行われるという仕組みが確立されている。</p>
	学校との連携による支援ネットワークの構築～				

口研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。

こととしている。

○「研究基本計画」に基づき、研究活動を戦略的かつ組織的に行うために、平成 25 年度の研究計画を立案するとともに、研究の進行管理等を行う「研究班」を引き続き設けた。

	名称
特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応する研究班 3 班	障害のある子どもの教育の在り方に関する研究班(在り方班)
	特別支援教育の推進に関する研究班(推進班)
	ICT 及びアシスティブ・テクノロジーに関する研究班(ICT・AT 班)
障害種別専門分野の課題に対応する研究班 9 班	重複障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(重複班)
	視覚障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(視覚班)
	聴覚障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(聴覚班)
	知的障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(知的班)
	肢体不自由のある子どもの特別支援教育に関する研究班(肢体不自由班)
	病弱・身体虚弱等にある子どもの特別支援教育に関する研究班(病弱班)
	言語障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(言語班)
	自閉症のある子どもの特別支援教育に関する研究班(自閉症班)
	発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)のある子ども又は情緒障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(発達・情緒班)

ハ研究成果を教育現場等に迅速に還元する。研究課題については、その必要性、研究

○平成 24 年度終了の研究課題について、全体を俯瞰して研究成果をよりわかりやすく普及するために、その成果等を簡潔にまとめた「研究成果報

・研究を戦略的かつ体系的に実施するために、平成 20 年 4 月から研究の立案・実施の母体として「研究班」が設けられた。その後若干の見直しを経ながら研究班体制は維持され、テーマの選定や研究成果からは有効に機能しているものと判断される。テーマ間やメンバーのコミュニケーションを計る仕組みとして有効と理解する。

・研究成果は、都道府県教育委員会、市町村教育委員会などに配付されており、教育現場などに迅速に還元されている

<p>内容等について見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。</p> <p>平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関わる重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。</p> <p>[研究テーマ1] インクルーシブ教育システムに関する研究(平成23年度～27年度)</p> <p>[研究テーマ2] 特別支援教育におけるICTの活用に関する研究(平成23年度～27年度)</p> <p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施したか。</p>	<p>告書サマリー集(平成24年度終了課題)」を作成し、全国の市区町村教育委員会等も含め配布先を拡大し、ウェブサイトにも掲載した。その他、主催事業である平成25年度国立特別支援教育総合研究所セミナー(参加者994名)において、配布するとともに、都道府県等教育委員会や関係校長会等への配布部数を増やしたり、専門誌出版社への情報提供等、研究成果を教育現場等に還元する取組を更に進めた。</p> <p>また、研究課題については、都道府県教育委員会等への研究ニーズ調査の結果も参考にして研究課題の設定や研究内容の見直しに生かしている。</p> <p>なお、平成25年度において実施した専門研究A、Bの研究課題10課題全てが研究期間を2年としている。</p> <p>○特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める「中期特定研究」を平成23年度より実施している。研究テーマは、「インクルーシブ教育システムに関する研究」、「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究」とし、平成25年度は「インクルーシブ教育システムに関する研究」については1課題、「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究」については3課題に取り組んだ。</p> <p>○平成26年度実施の研究課題の精選にあたって、研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会、日本教育大学協会、日本教職大学院協会、全国特別支援教育推進連盟及び運営委員などの組織・団体等を対象に平成26年1～2月にかけて実施し、80機関から回答が寄せられた。</p> <p>また、同時期にウェブサイト上でも広く国民から意見を募集し、285件(内訳:市区町村教育委員会61件、小・中学校101件、特別支援学校117件、大学関係者6件)の意見が寄せられた。</p> <p>これらを通じて寄せられた意見・要望は各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。</p> <p>平成25年度実施の研究課題及びその概要に対していただいた意見</p>	<p>ものと認められる。</p> <p>研究期間は2年とされており、1年目に中間報告、2年の研究期間終了時に最終報告がまとめられている。</p> <p>研究成果については、内部評価だけでなく、外部の評価を受けているが、いずれも高い評価を得ている。</p> <p>・外部評価報告書の内容から、平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、「インクルーシブ教育システムに関する研究(平成23年度～27年度)」、「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究(平成23年度～27年度)」の二つのテーマを総合的に解決するための研究が着実に実施されている。</p> <p>・都道府県教育委員会などに広くニーズ調査を行い、その結果を各研究班にフィードバックするとともに、研究計画の検討に反映するための仕組みが整っている。ニーズ調査は、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善に生かされているものと認められる。</p> <p>・要望意見を具体的に上げ、それに対する対応が着実・丁寧に行われている事が解る。</p> <p>研究テーマの選定を含め、行われた事は適正なものであると考えるが、研究テーマの妥当性を確認するためにも、</p> <p>(1)①国の政策課題、②ニーズ調査等による教育現場の課題、③当研究所の研究基本計画等に基づき、当該分野の研</p>
--	---	---

	<p>は、当該研究を担当する研究班で対応を検討し、研究計画の改善や研究活動の実施に活用した。各研究課題に対していただいた意見とそれを受けての対応状況は、以下の通りである。</p> <p>・専門研究 A「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－」(平成 25～26 年度)については、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実、教育現場の参考となる特別でない事例の収集、整理を望むなどの意見が寄せられた。これを踏まえ、研究成果については、データベースにも反映できるよう、全国の先進的な取組をまとめていくこととした。</p> <p>・専門研究 B「知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校(知的障害)の実践事例を踏まえた検討を通じて－」(平成 25～26 年度)については、指導と評価の一体化や目標に準拠した評価など評価規準・評価基準の踏まえ方などの課題があるという意見が寄せられた。これを踏まえ、学校現場における学習評価の実際的な工夫や組織的・体系的な学習評価の推進方策について情報発信できるようにしていくこととした。</p> <p>・専門研究 B「重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究」(平成 25～26 年度)については、実態把握や評価の客観性が重要であり、かかわり方を含めた行動の見方を具体的に示して欲しいという意見が寄せられた。これを踏まえ、現場に資するものとなるよう、行動の見方も含めて、実態把握や評価の観点についてもできるだけ具体的に取り上げることとした。</p> <p>また、平成 26 年度実施の研究課題及びその概要に対していただいた意見とそれを受けての対応状況は、以下の通りである。</p> <p>・専門研究 A「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する研究」(平成 26～27 年度)では、自立活動の内容を具体的に示す必要がある、個別の指導計画を教育課程編成にどう関係づけるか、特別支援学級における教育課程編成の在り方は必要性が高いなどの意見が寄せられた。これを踏まえ、教育課程編成・実施及び評価に係る現状と課題を整理した上で、改善・充実のための視点を示したいと考えている。</p>	<p>研究戦略の議論が研究班ごとになされる、</p> <p>(2)理事長により優先課題の選定がされる、</p> <p>(3)理事による研究ヒアリングを実施し、研究テーマが設定される、</p> <p>といった選定・決定のプロセスを分かりやすく説明できることが必要である。</p>
--	--	--

	<p>・専門研究 A「障害のある児童生徒のための ICT 活用に関する総合的な研究－学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理－」(平成 26～27 年度)では、特別な支援が必要な児童生徒にとって教育効果が上がる実践事例や研究成果を広めて欲しい、活用目的や活用機器など項目等に分け、担任等が活用しやすいようにまとめて欲しいなどの意見が寄せられた。これを踏まえ、目的やねらいを明確にし、児童生徒の具体的な姿が見え、授業での実践に役立つ事例のまとめ方を工夫したいと考えている。</p>	
--	---	--

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

【定量的根拠】

【定性的根拠】

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(小項目)1-1-2】 (2)評価システムの充実による研究の質の向上		【評定】			
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> ①研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対する研究ニーズ調査をする。 ②各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。 ③ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価(事後評価)を実施するシステムを構築する。		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		<b>実績報告書等参照箇所</b>			
		平成25年度事業報告書24～30頁			
評価基準	実績	分析・評価			
研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対する研究ニーズ調査をしたか。	<p>○平成 26 年度実施の研究課題の精選にあたって、研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会、日本教育大学協会、日本教職大学院協会、全国特別支援教育推進連盟及び運営委員などの組織・団体等を対象に平成 26 年 1～2 月にかけて実施し、80 機関から回答が寄せられた。</p> <p>また、同時期にウェブサイト上でも広く国民から意見を募集し、285 件(内訳:市区町村教育委員会 61 件、小・中学校 101 件、特別支援学校 117 件、大学関係者 6 件)の意見が寄せられた。</p> <p>これらを通じて寄せられた意見・要望については、各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。</p> <p>また、平成 26 年度実施の研究課題及びその概要に対していただいた意見は、当該研究を担当する研究班で対応を検討し、研究計画の改善や研究活動の実施に活用している。各研究課題に対していただいた意見とそれを受けての対応状況は、以下の通りである。</p> <p>・専門研究 A「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する研究」(平成 26～27 年度)では、自立活動の内容を具体的に示す必要がある、個別の指導計画を教育課程編成にどう関係づけるか、特別支援学級における教育課程編成の在り方は必要性が高いなどの意見が寄せられた。これを踏まえ、教育課程編成・実施及び評価に係る現状と課題を整理した上で、改善・充実のための視点を示したいと考えている。</p> <p>・専門研究 A「障害のある児童生徒のための ICT 活用に関する総合的な</p>	<p>・研究ニーズを調査し、その結果を各研究班にフィードバックするとともに、年度の研究計画の検討にあたって研究課題の設定、研究実施、研究結果の普及へと反映させていくための仕組みが整えられている。</p> <p>・ニーズ調査による意見・要望から、研究の企画や活動へのフィードバックが行われる仕組みが機能している。</p>			

<p>各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施したか。また、評価システムについては不断の見直しを行ったか。</p>	<p>研究「学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理」(平成 26～27 年度)では、特別な支援が必要な児童生徒にとって教育効果が上がる実践事例や研究成果を広めて欲しい、活用目的や活用機器など項目等に分け、担任等が活用しやすいようにまとめて欲しいなどの意見が寄せられた。これを踏まえ、目的やねらいを明確にし、児童生徒の具体的な姿が見え、授業での実践に役立つ事例のまとめ方を工夫したいと考えている。</p> <p style="text-align: center;">【再掲】</p> <p>○平成 25 年度に行われた各研究課題について国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から内部評価及び外部評価を実施した。 (内部評価の実施)</p> <p>内部評価については、各上席総括研究員が評価委員となり、研究実施期間を通じて研究の進捗状況や研究成果を評価する内部評価システムにより、評価を行った。内部評価システムの間評価は、研究開始年度の 10 月に中間評価Ⅰ、3 月に継続課題の評価(以下、「初年度評価」という。)及び研究終了年度の 10 月に中間評価Ⅱ、3 月に最終評価を実施した。最終評価の対象となったものは、平成 25 年度に成果をまとめた専門研究 A で 2 課題、専門研究 B で 5 課題、初年度評価の対象となったものは、平成 26 年度に継続する専門研究 A で 1 課題、専門研究 B で 2 課題であった。</p> <p>中間評価結果(初年度評価結果を含む)及び最終評価結果は、速やかに研究代表者に伝達し、次年度以降の研究内容や研究実施計画の改善に生かしている。 (外部評価の実施)</p> <p>外部評価については、当研究所運営委員会の下に設置している外部評価部会において、運営委員会会長が指名する運営委員 12 名と運営委員以外の学識経験者 7 名、計 19 名の評価委員にて評価を実施した。</p> <p>評価対象課題は、平成 25 年度に成果をまとめる専門研究 A は 2 課題、専門研究 B は 5 課題、平成 26 年度に継続する専門研究 A は 1 課題及び専門研究 B は 2 課題である。</p> <p>評価結果は、外部評価結果報告書としてとりまとめ、内部評価と同様に研究代表者に伝達し、研究実施計画の改善や次年度以降の研究内容、研究実施計画の改善に生かしている。 (内部評価結果及び外部評価結果の概要)</p> <p>研究活動の評価については、終了課題においては研究課題設定の意</p>	<p>・内部評価および外部評価は、独立行政法人発足当時から行われてきているが、何度か見直し改善されている。現在の評価システムは、うまく機能しているものと認められる。</p> <p>・中間及び終了時における内部評価及び外部評価が着実に進んでおり、その評価も高いものとなっている。評価システムが研究のレベルの向上と進展に寄与している。また評価システムも 25 年度で中間評価の統合等見直しが行われている。</p>
--	---	--

義、研究計画の遂行状況、研究の成果及び研究成果の公表の観点から、継続課題においては研究課題設定の意義、研究計画の遂行状況の観点からそれぞれ評価を行い、その結果を踏まえた総合評価を下記の 5 段階の評価で行った。

A+(5点):非常に優れている。

A(4点):優れている。

B(3点):普通である。

C(2点):劣っている。※

C-(1点):極めて劣っている。※

※継続課題の評価については、

C(2点):努力を要するレベルにある。

C-(1点):実施方法の改善が必要である。

平成 25 年度内部評価結果及び外部評価結果

・終了課題

研究種別	研究課題名 (研究の種類)	研究期間	内部評価 (総合評価)	外部評価 (総合評価)
専門研究 A	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究(口)	平成 24～25 年度	A	A
専門研究 A	デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－(イ)(口)	平成 24～25 年度	A	A
専門研究 B	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究(口)	平成 24～25 年度	A	A
専門	高等学校における発達障	平成	A	A

研究 B	害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－(口)	24～ 25年 度		
専門 研究 B	特別支援学校(視覚障害)における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICTの役割を重視しながら－(口)	平成 24～ 25年 度	A	A
専門 研究 B	特別支援学校(肢体不自由)のAT・ICT活用の促進に関する研究-小・中学校等への支援を目指して-(口)	平成 24～ 25年 度	A	A
専門 研究 B	ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－(口)	平成 24～ 25年 度	A	A+

・継続課題

研究 種別	研究課題名 (研究の種類)	研究 期間	内部評価 (総合評 価)	外部評価 (総合評 価)
専門 研究 A	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－(イ)	平成 25～ 26年 度	A	A
専門 研究 B	知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校(知的障	平成 25～ 26年 度	A	A

<p>ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用したか。</p>	<p>害)の実践事例を踏まえた検討を通じてー(口)</p>				<p>・平成 26 年 1～2 月に、平成 26 年度の研究計画に対する研究ニーズ調査、及び平成 26 年度継続の研究課題についての意見募集をウェブサイトを活用して実施している。</p> <p>また、平成 24 年度に終了した研究課題の研究成果報告書等をウェブサイトへ掲載し、国民からの意見収集していることから、ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用しているといえる。</p>
	<p>専門研究 B</p> <p>重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究(口)</p>	<p>平成 25～26 年度</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	
<p>総合評価の状況</p> <p>内部評価 A+ … 0                      外部評価 A+ … 1</p> <p>                  A … 10                      外部評価 A … 9</p> <p>なお、評価システムについては、平成 24 年度末に専門研究 A、B の中間評価(内部評価)の実施回数や実施時期の見直し等を行い、平成 25 年度から新たな評価システムを実施したところである。(平成 26 年度にその実施状況等を踏まえ、改善の検討を行う予定である。)</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研究への重点化を図るため、ウェブサイトを活用し教育現場等や広く国民から意見や情報の収集を実施した。意見や情報の収集にあたっては、メールマガジンの配信、研究所セミナーでの案内及び研修修了者への情報提供時にあわせて実施した。</p> <p>平成 24 年度に終了した研究課題について、研究計画の事後評価を行い、研究成果報告書及び研究成果報告書サマリー集を作成した上でウェブサイトへ掲載をすることにより、国民からの意見収集を行えるよう措置をした。</p> <p>平成 25 年度実施の継続の研究課題について、研究計画の中間評価を行い、研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会及び全国特別支援教育推進連盟などの機関・団体等を対象に平成 25 年 1～2 月にかけて実施し、また、同時期にウェブサイト上でも意見募集として広く国民から意見を募集できるよう措置をした。</p> <p>平成 26 年度実施の研究課題についても同様に、研究計画の事前評価を行い、研究ニーズ調査を実施し、広く国民から意見を募集できるよう措置をした。</p>					

<p>中期特定研究制度について、平成23年度に構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。</p>	<p>研究成果報告書サマリー集等に係る意見募集(事後評価)について、538件の意見が寄せられた。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を研修等で活用している。ほかの研究成果もまとめて閲覧できるため活用しやすい。</li> <li>・最新の研究成果をウェブサイトで見ることができ、日常の教育活動や学校運営に生かされている。</li> <li>・今後の特別支援学校の方向性を見てくために必要性を感じた。研究成果報告書があまりよく知られておらず、開いてみる職員が少ない。サマリー集の認知度を上げて、その必要性がどのようにあるのかを伝えていただきたい。</li> </ul> <p>ニーズ調査(中間評価・事前評価)について、365件の意見が寄せられた。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校における特別支援教育の活性化のために、発達障害の研究を行うことによって、このことに「風穴」を開けるきっかけとなることが期待される。</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)が出され、その流れが特別支援学校にも影響が出てきているのではないかと考える。</li> <li>・通常の学級におけるICT活用の利点(教育的ニーズのある児童生徒への効果、学級全体への効果)や課題について研究をしていただき、事例等を紹介してほしい。</li> </ul> <p>○平成 23 年度より開始した中期特定研究制度について、中期特定研究評価システムに基づき、2 年次終了時の中間評価を進めた。</p> <p>「インクルーシブ教育システムに関する研究」については、概ね順調に進捗しており、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業等と密接に連携し、その成果を得られること、また、その成果が学校現場まで普及することを期待するとの評価を受けた。</p> <p>また、「特別支援教育における ICT の活用に関する研究」については、概ね順調に進捗しており、当該研究が学校現場にどう浸透していくかが重要であるため、研究成果の普及活動に期待するとの評価を受けた。</p> <p>また、中期特定研究を構成する各研究課題については、内部評価及び外部評価を実施しており、下記の評価結果となった。</p>	<p>・中期特定研究制度について、平成 23 年度に構築した評価システムに基づき、中期特定研究の各課題について内部評価及び外部評価などを実施し、中間評価を進めている。</p>
---	---	---

(参考)平成 25 年度内部評価結果及び外部評価結果

・中期特定研究(特別支援教育における ICT の活用に関する研究)

研究種別	研究課題名 (研究の種類)	研究期間	内部評価 (総合評価)	外部評価 (総合評価)
専門研究 A	デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証ーアクセシブルなデジタル教科書の作成を目指してー(イ)(ロ)	平成 24～25 年度	A	A
専門研究 A	特別支援学校(視覚障害)における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究ーICT の役割を重視しながらー(ロ)	平成 24～25 年度	A	A
専門研究 A	特別支援学校(肢体不自由)の AT・ICT 活用の促進に関する研究-小・中学校等への支援を目指して-(ロ)	平成 24～25 年度	A	A

・中期特定研究(インクルーシブ教育システムに関する研究)

研究種別	研究課題名 (研究の種類)	研究期間	内部評価 (総合評価)	外部評価 (総合評価)
専門研究 A	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究ーモデル事業等における学校や地域等の実践を通じてー(イ)	平成 25～26 年度	A	A

S 評定の根拠(A 評定との違い)

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

【定量的根拠】

【定性的根拠】

※A評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(小項目)1-1-3】	(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実地的で総合的な研究の推進	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H23	H24	H25	H26
<p>①相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実地的、効率的かつ効果的に研究を実施する。</p> <p>イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。</p> <p>ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。</p> <p>ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。</p> <p>ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。</p> <p>②大学などの基礎的研究と研究所の実地的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。</p> <p>イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。</p> <p>ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。</p> <p>③特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。</p>		A	A	A	
		実績報告書等参照箇所			
		平成25年度事業報告書30～33頁			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実地的、効率的かつ効果的に研究を実施したか。</p> <p>イ 平成 23 年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。</p>	<p>○平成 25 年度に実施する研究課題について研究協力機関を公募することとし、各都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び各知事部局に照会を行った。公募を行った研究課題は、専門研究 A は 2 課題、専門研究 B は 2 課題である。公募する対象は、研究課題毎に異なるが、特別支援学級又は通級指導教室設置の小・中学校及び特別支援学校となっている。</p> <p>応募の機関について、所内審査委員会にて結果を決定し、研究協力機関として依頼を行った。</p> <p>また、平成 26 年度に実施する研究課題についても、引き続き、平成 26 年 2 月～3 月に、研究協力機関を公募することとし、各都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び各知事部局に照会を行った。公募を行った関係研究課題は、専門研究 A は 1 課題、専門研究 B</p>	<p>・研究協力機関の公募制度を運用している。その結果、公募によって決定の研究協力者・機関の協力を得ている。また、非公募による研究協力者・機関の協力を得ており、有効に機能していると評価できる。</p>			

<p>ロ 全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。</p> <p>ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。</p> <p>ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。</p>	<p>は 4 課題である。</p> <p>○従前は、全国特別支援学校長会(以下、「全特長」と言う。)では、全国の特別支援学校の実態を把握するための調査を毎年実施していた。一方、当研究所においても全国特別支援学校の基本情報を収集するための調査を毎年実施していた。</p> <p>平成 25 年度からは、特別支援学校の基本情報に関する調査(各学校の特色、研究指定校の内容、所属校長会、教職員数等)については、校長会の取組に当研究所が全面的に連携協力することにより、調査フォーマットの統一化を行い、一本化して実施した。また、当研究所と全特長のそれぞれのホームページに相互にリンクを張り、ネットワークの強化を進めた。</p> <p>また、全国特別支援学級設置学校長協会(以下、「全特協」と言う。)については、全特協が特別支援学級における教育課程の編成に関する調査を実施する際、その調査項目の作成時から当研究所が連携協力することにより、精度の高い調査結果が得られた。</p> <p>○全国特別支援教育推進連盟(以下、「推進連盟」と言う。)との共催により、第 36 回全国特別支援教育振興協議会を開催した。この協議会は、2 日間の日程で開催され、テーマは「特別支援教育の更なる充実を目指して～①教育、医療・保健、福祉、労働関係機関と家庭、地域の連携の具体化について～、～②特別支援教育の理解のために(小学校 PTA・特別支援教育コーディネーターとの連携について)～」であり、推進連盟及びその加盟団体と教育課題等について情報交換及び連携を図ることができた。</p> <p>また、平成 25 年度は、推進連盟が新たに開催した特別支援教育コーディネーター養成講座(応用コース、専門コース)の実施に当たり、2 名の研究職員を講師として派遣した。</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンターが実施している厚生科学研究「高次脳機能障害者の社会参加支援の推進に関する研究」の教育分野からの研究協力者として、当研究所の研究員が参画した。また、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下、「のぞみの園」と言う。)との情報交換を行った。また、のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修に 2 名の研究員がオブザーバー参加した。当研究所セミナーにはのぞみの園から 1 名の参加があった。</p>	<p>・第 36 回全国特別支援教育振興協議会を推進連盟及びその加盟団体と共催することにより、情報交換及び連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図るなど、団体との連携が行われている。このほか、全特長、全特協、国リハとも連携が行われている。これらにより、实际的、効率的かつ効果的に研究がなされている。</p>
---	---	---

大学などの基礎的研究と研究所の実際  
 研究との有機的な連携や筑波大学附属久  
 浜特別支援学校との連携を図ることにより、  
 研究の質的向上を図ったか。  
 イ 大学や民間などの研究機関等との「共同  
 研究」を毎年度実施する。

○平成 25 年度は、共同研究を 3 課題に取り組んだ。

研究課題名 (研究代表者)	研究期間	共同研究機関
3D 造形装置による視覚障害教育用立 体教材の評価に関する実際研究 (大内 進 企画部客員研究員)	平成 25 年 度～26 年 度	千葉工業大学
視覚障害のある児童生徒のための校 内触知案内図の作成と評価 (土井 幸輝 教育情報部主任研究員)	平成 25 年 度～27 年 度	早稲田大学
特別支援教育における支援機器活用 ネットワーク構築に関する研究～高等 専門学校との連携による支援ネットワ ークの構築～ (金森 克浩 教育情報部総括研究員)	平成 25 年 度～27 年 度	独立行政法人 国立高等専門 学校機構 仙台高等専門 学校

・共同研究の実施や、大学連携研究力向上事業などの取り  
 組みにより研究の質的向上が図られていると評価できる。更  
 に今後の定着・進展に期待する。

(平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)

運営交付金に依らない研究として、外部資  
 金研究、受託研究、共同研究を事業計画に位  
 置づけているが、予算、人員の増加が見込み  
 にくい現状にあって、これら研究の全体計画  
 における意味づけをさらに明確にし、大学等と  
 の共同研究などをさらに促進することが必要  
 である。

今後、我が国の特別支援教育のナショナル  
 センターとして競争的資金に応募することに  
 ついては、改めてその意義を検証し、大学等  
 との連携の下で共同研究として積極的に申請  
 するよう努める必要がある。

また、外部資金による研究等については、本研究所の基幹研究である  
 専門研究A・Bとの関連性を考慮しつつ、申請時の研究計画調書等の作成  
 に当たり、上席総括研究員等がアドバイザー役を担うことや外部資金の管  
 理運営業務について豊富な知見を有した事務職員を採用することなど、外  
 部資金による研究等の促進に向けた取組を進めている。

さらに、平成 25 年度から理事長裁量経費で、大学等との連携により研  
 究職員の研究力の向上を図る取組(大学連携研究力向上事業)を実施  
 し、各大学が保有している特別支援教育に関する最新の情報の共有等、  
 専門的な知見を得ることなどにより、一定の研究水準の維持に努める取組  
 を始めた。

該当研究班	招聘等の機関・職名・氏名(敬称略)
(重複班)	川崎医療福祉大学・特任教授 岡田喜篤
(視覚班)	広島大学大学院・教授、牟田口辰己 同・准教授 氏間和仁
(聴覚班)	横浜国立大学・教授 中川辰男

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>金沢大学大学院・准教授 武居 渡</td> </tr> <tr> <td>(知的班)</td> <td>東京学芸大学・教授 菅野 敦 岡山大学大学院・准教授 山田剛史</td> </tr> <tr> <td>(肢体不自由班)</td> <td>大阪体育大学・講師 曾根裕二 東京成徳短期大学・准教授 田中浩二</td> </tr> <tr> <td>(病弱班)</td> <td>和歌山大学・教授 武田鉄郎</td> </tr> <tr> <td>(言語班)</td> <td>金沢大学・准教授 小林宏明 広島大学大学院・教授 川合紀宗 日本吃音・流暢性障害学会・理事長 長澤泰子 文部科学省・特別支援教育調査官 大西孝志</td> </tr> <tr> <td>(自閉症班)</td> <td>京都教育大学・教授 佐藤克敏</td> </tr> <tr> <td>(発達・情緒班)</td> <td>広島大学大学院・教授 川合紀宗</td> </tr> </table>		金沢大学大学院・准教授 武居 渡	(知的班)	東京学芸大学・教授 菅野 敦 岡山大学大学院・准教授 山田剛史	(肢体不自由班)	大阪体育大学・講師 曾根裕二 東京成徳短期大学・准教授 田中浩二	(病弱班)	和歌山大学・教授 武田鉄郎	(言語班)	金沢大学・准教授 小林宏明 広島大学大学院・教授 川合紀宗 日本吃音・流暢性障害学会・理事長 長澤泰子 文部科学省・特別支援教育調査官 大西孝志	(自閉症班)	京都教育大学・教授 佐藤克敏	(発達・情緒班)	広島大学大学院・教授 川合紀宗	
	金沢大学大学院・准教授 武居 渡															
(知的班)	東京学芸大学・教授 菅野 敦 岡山大学大学院・准教授 山田剛史															
(肢体不自由班)	大阪体育大学・講師 曾根裕二 東京成徳短期大学・准教授 田中浩二															
(病弱班)	和歌山大学・教授 武田鉄郎															
(言語班)	金沢大学・准教授 小林宏明 広島大学大学院・教授 川合紀宗 日本吃音・流暢性障害学会・理事長 長澤泰子 文部科学省・特別支援教育調査官 大西孝志															
(自閉症班)	京都教育大学・教授 佐藤克敏															
(発達・情緒班)	広島大学大学院・教授 川合紀宗															
<p>ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。</p> <p>特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流を行ったか</p>	<p>○筑波大学附属久里浜特別支援学校との円滑な相互協力に資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、当研究所と学校との密接な連携のもとに行う実際的な研究及び在学児童等の教育についての相互協力についての連絡調整を行った。また、同校が年間を通じて行っている校内研究会、自閉症教育実践研究協議会へ研究職員が参加し、研究の質的向上を図った。</p> <p>○平成 25 年度は、国際調査・交流担当を含む 4 人が平成 26 年 3 月 25 日(火)から 27 日(木)にかけて、韓国特殊教育院(KNISE)及び大田ヘガン学校(特殊教育)、牙山市特殊教育センターを訪問し、韓国の新しい教育実践を見学し、また、今後の研究交流についての意見交換、次年度に訪問調査を予定している視覚障害とデジタル教科書に関する協議を行った。</p> <p>また、当研究所が開催当番となって開催した第 22 回日本 LD 学会横浜大会において、米国より LD 研究の第一人者である米国カンザス大学教授の Donald Deshler 博士及びオランダ在住の教育・社会研究家の Naoko Richters 氏などを招聘し講演会を開催するとともに、英語によるラウンドテーブルを設け、日本国内の研究者等との意見交換の機会を持った。</p> <p>また、当研究所に来所した海外の研究者や行政関係者等(JICA を通じ</p>	<p>・特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流を行っており、海外研究機関との研究交流が進展していると評価できる。</p>														

<p>(基本方針) 毎年開催している国際セミナーを廃止する。</p>	<p>た研修の受け入れなどを含めて 16 か国から 60 名)に、日本の特別支援教育の状況等を説明するとともに、特別支援教育に関する情報交換を行った(米国マサチューセッツ大学ボストン校、シンガポール国立教育研究所研修員等)。</p> <p>さらに、フランスの特別支援教育のナショナルセンターである INS HEA (フランス国立特別支援教育高等研究所)と研究交流協定の締結に向けて、協議を開始した。</p> <p>○毎年開催していた国際セミナーを平成 22 年度限りで廃止済みであり、このことにより会場借上費等の経費を 9,280 千円縮減した。</p>	<p>・国際セミナーを廃止したことは、活動重点化の成果と評価できる。</p>
<p><b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b></p>		
<p>※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。</p> <p>【定量的根拠】</p> <p>【定性的根拠】</p> <p>※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。</p>		

<b>【(中項目)1-2】</b>	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成				<b>【評定】</b> A																				
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>165</td> <td>168</td> <td>135</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p>				(中期目標期間)	H23	H24	H25			決算額(百万円)	165	168	135			従事人員数(人)	9	10	10			H23	H24	H25
(中期目標期間)	H23	H24	H25																						
決算額(百万円)	165	168	135																						
従事人員数(人)	9	10	10																						
						A	A	A																	
<b>【(小項目)1-2-1】</b>	(1)都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上				<b>【評定】</b> A																				
	<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を実施する。 なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。 イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。 ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。				H23	H24	H25	H26																	
						A	A	A																	
				<b>実績報告書等 参照箇所</b>																					
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>				<b>分析・評価</b>																				

<p>(勧告の方向性)</p> <p>1年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減したか。</p>	<p>○特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成 23 年度限りで本制度自体を廃止することとした。</p> <p>なお、特別支援教育研究研修員制度の目的とした、都道府県等の特別支援教育施策等の推進に寄与する専門性の向上については、特別支援教育専門研修、インターネットによる講義配信、各種研究協議会等によってその役割を担っている。</p>	<p>・1年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、平成 23 年度限りで制度自体を廃止済み。</p>
--	---	---

<p><b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b></p>		
<p>※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。</p> <p>【定量的根拠】</p> <p>【定性的根拠】</p> <p>※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。</p>		

【(小項目)1-2-2】	(2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	【評定】 S													
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を実施する。</p> <p>イ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。</p> <p>ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかに活用するものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。</p> <p>ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p>		H23	H24	H25	H26										
		S	S	S											
		実績報告書等 参照箇所													
		平成25年度事業報告書34～43頁													
評価基準	実績	分析・評価													
<p>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別毎にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施したか。</p> <p>(第一期)知的障害・肢体不自由・病弱教育コース</p> <p>募集人員:80名 実施期間:平成25年5月8日～</p>	<p>○「特別支援教育専門研修」を計画の通りの日程で実施した。受講者数は次の通りである。</p> <p>(第一期)知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 104名(39都府県、4指定都市、4国立大学)</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>知的障害教育専修プログラム</td> <td>61名</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由教育専修プログラム</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td>病弱教育専修プログラム</td> <td>8名</td> </tr> </table> <p>(第二期)視覚障害・聴覚障害教育コース 29名(21府県、1指定都市)</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>視覚障害教育専修プログラム</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害教育専修プログラム</td> <td>16名</td> </tr> </table>	知的障害教育専修プログラム	61名	肢体不自由教育専修プログラム	35名	病弱教育専修プログラム	8名	視覚障害教育専修プログラム	13名	聴覚障害教育専修プログラム	16名	<p>・都道府県の特別支援教育の実践のリーダーを育成し、研修を受けたものが各都道府県で普及させていく事業であり、人材育成という点できわめて重要な意義を持っている事業である。</p> <p>障害種別の研修プログラムでこれだけ質が高く、集中的なプログラムは他の機関ではない。44都道府県6指定都市ということは、大半の都道府県で研修生を出していることであり、特総研でしかできないことへの期待値が高いことの現れである。</p> <p>・「特別支援教育専門研修」においては、計画以上の受講者が確保されているとともに、受講者、派遣元とともに高い評</p>			
知的障害教育専修プログラム	61名														
肢体不自由教育専修プログラム	35名														
病弱教育専修プログラム	8名														
視覚障害教育専修プログラム	13名														
聴覚障害教育専修プログラム	16名														

<p>平成 25 年 7 月 9 日  (第二期)視覚障害・聴覚障害教育コース  募集人員:40 名  実施期間:平成 25 年 9 月 3 日～  平成 25 年 11 月 8 日  (第三期)発達障害・情緒障害・言語障害教育コース  募集人員:80 名  実施期間:平成 26 年 1 月 9 日～  平成 26 年 3 月 14 日  募集人員計:200 名</p> <p>研修の実施については、次の事項に留意したか。</p> <p>イ 事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。</p> <p>(平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)  研修事業について、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、研修内容を柔軟に見直す必要がある。</p>	<p>(第三期)発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 70 名(32 道府県、5 指定都市、1 国立大学)  (内訳)  発達障害教育専修プログラム 31 名  自閉症・情緒障害教育専修プログラム 28 名  言語障害教育専修プログラム 11 名  計 203 名(44 都道府県、6 指定都市、5 国立大学)</p> <p>○特別支援教育専門研修研修員に対し、研修開始前にインターネットにより、研究所ウェブサイトを通じ、事前学習用コンテンツによる事前学習の視聴を指示し、研修開始に当たり、特別支援教育の基礎的知識及び専門研修の概要について理解を図った。</p> <p>◇平成 25 年度特別支援教育専門研修にかかる事前学習の実施状況  (開講前の視聴完了者／研修受講者)</p> <table border="0"> <tr> <td>第一期専門研修</td> <td>88.5%(92 名／104 名)</td> </tr> <tr> <td>第二期専門研修</td> <td>93%(28 名／29 名)</td> </tr> <tr> <td>第三期専門研修</td> <td>100%(70 名／70 名)</td> </tr> </table> <p>事前学習の視聴を全部又は一部終了していない研修員に対しては、開講後に、速やかに視聴を完了するよう指導し、全員が視聴した。</p> <p>なお、受講前の未完了者をなくす方策として、開講前一週間を目途に未完了者に直接視聴を促すことにより、事前視聴の未完了者が減少した。</p> <p>○研修内容は、当該年度の研修実施に当たり、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえつつ、最新の研究成果及び国の施策の動向を反映させることを前提に、毎年度見直している。</p> <p>また、当該年度の研修計画立案に当たっては、文部科学省特別支援教育課と協議することとし、施策によっては、文部科学省からの要請等を踏まえ、研修体系及び内容を見直している。</p>	第一期専門研修	88.5%(92 名／104 名)	第二期専門研修	93%(28 名／29 名)	第三期専門研修	100%(70 名／70 名)	<p>価を得ており、目標を上回る成果を上げているものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々のコースの募集と参加の人員差はあるが、計画の通り実施し、参加人員もトータルで募集人員を達成しているといえる。</li> <li>・26 年度以降も 25 年度までの実績を更に上回っていく努力が続けられることに期待する。</li> </ul> <p>・次の事項に留意して、研修を実施している。</p> <p>特別支援教育専門研修研修員に対し、事前学習用コンテンツによる事前学習を指示し、特別支援教育の基礎的知識及び専門研修の概要について理解を図り、研修開始時の研修員の研修内容の理解を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開講 1 週間前を目途に未完了者には聴講を促し、受講者の 93.6%は事前に聴講、未聴講者の全員が開講後視聴した。</li> <li>・コース開始前に、事前学習の視聴未完了者を減じるため、努力したことを評価する。</li> <li>・各期修了直後のアンケート調査に基づき実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させることとされており、平成 25 年度も受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中で生かせるものとなるよう見直しが行われた。</li> </ul>
第一期専門研修	88.5%(92 名／104 名)							
第二期専門研修	93%(28 名／29 名)							
第三期専門研修	100%(70 名／70 名)							

<p>ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。</p> <p>ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後及び修了後 1 年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調</p>	<p>○特別支援教育専門研修においては、各期修了直後のアンケート調査に基づき実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させることとしている。</p> <p>校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体場で発表する形式の研究協議の時間を設けている。</p> <p>また、共通講義には人材開発の講師によるリーダー論「学校における組織の活性化と指導的教員の役割」、各専修プログラムには特別支援学校長又は特別支援学級設置校の校長による「学校(学級)経営の現状と課題」の講義を平成 25 年度においても引き続き実施した。</p> <p>各研修コースとも、終了直後のアンケート等を踏まえ、研修の質的向上への取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義の実施等を担当する講師へ周知した。</p> <p>なお、特別支援教育専門研修では、研修コース、専修プログラム、カリキュラム、想定する受講者、プログラム間のカリキュラム重複の整理等について、不断の見直しを行っている。</p> <p>知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおいては、専修プログラムのほか、研修期間中に 5 日間、重点選択プログラムを受講することとしている。</p> <p>(重点選択プログラムの受講内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>①知的障害を伴う自閉症</td> <td>53 名</td> </tr> <tr> <td>②重度・重複障害</td> <td>32 名</td> </tr> <tr> <td>③支援機器・教材等活用</td> <td>19 名</td> </tr> </table> <p>発達障害・情緒障害・言語障害教育コースの専修プログラムにおいて、平成 25 年度より新たに研修期間中に 3 日間、選択プログラム(各専修プログラム参加者が希望するそれぞれの指導の場における課題に関する講義・協議)を受講するものとした。</p> <p>○研修員に作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、各期研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会等を経由して、全員から提出された。</p>	①知的障害を伴う自閉症	53 名	②重度・重複障害	32 名	③支援機器・教材等活用	19 名	<p>・平成 25 年度において、研修体系および研修内容は見直されている。受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体場で発表する形式の研究協議の時間を設けるなど、校内での実際の業務や活動の中で生かせるよう、実践的なプログラムが組まれている。</p> <p>・研修受講者に研修成果の活用等に関する事前計画書を各期研修の開始前に作成・提出を求め、研修員全員から提出された。また、アンケート調査の回答において各期とも研修全体について、1 名を除いて「とても有意義」「有意義」と答え</p>
①知的障害を伴う自閉症	53 名							
②重度・重複障害	32 名							
③支援機器・教材等活用	19 名							

査を実施し、平均 85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

研修修了直後のアンケート調査では、第1期から第3期のいずれの期においても研修全体の満足度(「とても有意義」「有意義」の合計)が85%を上回る結果となった。

研修修了直後のアンケート調査については、アンケートサーバによる回答方式とし、回答を促したことにより高い回収率を維持している。

年度	研修名	受講者数	回答者数	受講者満足度 目標:85%以上
平成 25 年度	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	104 名	103 名	99.0%
	視覚障害・聴覚障害教育コース	29 名	29 名	100%
	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース	70 名	70 名	100%
平成 24 年度	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	96 名	96 名	100%
	視覚障害・聴覚障害教育コース	36 名	36 名	100%
	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース	80 名	70 名	100%
平成 23 年度	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース	73 名	73 名	100%
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	108 名	108 名	100%
	視覚障害・聴覚障害教育コース	34 名	34 名	100%

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等

○特別支援教育専門研修においては、受講者の派遣元教育委員会等に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求めており、各期研修とも全ての派遣元教育委員会等から提出された。

また、平成 24 年度特別支援教育専門研修受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実を目的に、研修修了1年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、

ており、目標の 85%を大きく上回っている。

・研修全体についての満足度は3年間ほぼ 100%とって良い状態である。研修意欲が高いものに研修の満足度をほぼ 100%にすることは非常に困難であると一般的には考えられるため、研修の質が高いものが準備されていた証拠である。

・高い満足度を維持している。事前計画書による動機付け、フォローのきめ細かさ、コースの内容の改訂等の成果と考える。

・各都道府県・指定都市教育委員会が教員を出す場合には、担任を2ヶ月以上はがして、代わりに臨時的任用講師を当てて研修に参加させるため、国民や児童生徒、校内の教員の負担は極めて大きいですが、それでもなお、定員 200 名を超える応募があり、1 年後の受講者評価も平成 25 年度は 100%に達し、専門的知識の向上に平成 24 年度は 92.3%が

の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

任命権者である教育委員会等に対して、平成 26 年 1 月に調査を実施した。

◇平成 24 年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果

教育委員会用の設問の一部

受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか。

研修名：平成 24 年度特別支援教育専門研修

研修受講者数：202 名（内、教委派遣 198 名）

回答数：198 名分（回収率 100%）

回答：

とてもそう思う 106 名（53.5 %）

そう思う 92 名（46.5 %）

1 年後評価 実施年度	研 修 名	前年度 受講者数	任命権者の 1 年後評 価※ 目標：80%以上
平成 25 年度	特別支援教育専門研修	202 名	100.0%
平成 24 年度	特別支援教育専門研修	215 名	91.4%
平成 23 年度	特別支援教育専門研修	208 名	99.5%

※1 年後評価：各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者（教育委員会）のプラス評価（「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」）

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で 85%以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で 80%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

○平成 25 年度特別支援教育専門研修の募集人員は 200 名、受講者数は 203 名であり、参加率は 101.5%であった。

年 度	研 修 名	募集人員	受講者数	参加率 目標：85%以上
平成 25 年度	特別支援教育専門 研修	200 名	203 名	101.5%

役立ったと応えるなど、各都道府県・指定都市教育委員会の専門性向上の地区のリーダーを養成したいという意識の高さがわかる。

また、応募人数に対して参加率が 101.5%になっているのは、その意識の高さに、これまで特総研が応えてきたことに対する評価でもある。

・受講者の任命権者である教育委員会への事前計画書及び活用度評価のアンケートフォロー、受講者の上長（学校長等）の活用度評価のアンケートフォローも含め、全体が一体となって研修結果の活用やリーダー育成の仕組みとなっている。非常に有効と考えられる。

・研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で 85%以上であった。

各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とした。

平成 24 年度	特別支援教育専門 研修	200 名	202 名	101.0%
平成 23 年度	特別支援教育専門 研修	200 名	215 名	107.5%

(平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)

コースによっては、募集人員を割る応募状況となっていることを踏まえ、ナショナルセンターに求められる内容について、ニーズの把握の他に、過去の実績なども考慮して柔軟に見直しを行う必要がある。

平成 26 年度専門研修にかかる募集人員の検討に当たっては、平成 25 年 9 月に各都道府県・指定都市教育委員会への研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。

(ニーズ調査結果の概要)

平成 26 年度特別支援教育専門研修について、以下の派遣見込者数の結果及び「今後とも研修への教員派遣を継続して行いたい」「各校のニーズを踏まえた研修定員枠の拡充を図っていただけるとありがたい」といった意見があったが、受講実績、講義室の定員等の様々な角度から検討した結果、募集人員を変更しないこととした。

研修名		派遣 見込	募集人員の 検討結果	
視覚障害・ 聴覚障害 教育コース	視覚障害教育専修プログラム	23 名	40	200 名  (変 更せ ず)
	聴覚障害教育専修プログラム	24 名	名	
発達障害・ 情緒障害・ 言語障害 教育コース	発達障害教育専修プログラム	44 名	80 名	
	自閉症・情緒障害教育専修プログラム	28 名		
	言語障害教育専修プログラム	12 名		
知的障害・ 肢体不自 由・病弱教 育コース	知的障害教育専修プログラム	50 名	80 名	
	肢体不自由教育専修プログラム	31 名		
	病弱教育専修プログラム	13 名		

・平成 26 年度専門研修にかかる募集人員の検討に当たっては、平成 25 年 9 月に各都道府県・指定都市教育委員会への研修派遣に関するニーズ調査を行い、派遣見込み数を把握、定員を決定したことを評価する。

・受講希望者が少ない視覚・聴覚障害については、少数であるために国としての支援が必要で、特総研が担う研修である。

<p>へ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p> <p>・受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。</p> <p>・ 修了後の活動状況等、業務の成果・効果が出ているか。</p>	<p>○研修修了者へのフォローアップサービスの一環として、特別支援教育に関する最新の情報を提供することを目的に、掲示板形式の「研修修了者向け情報提供サイト」により、平成 25 年度も引き続き、研究成果報告書や研究所セミナーの案内等及び文部科学省が実施するインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募情報等の提供を行った。</p> <p><b>【受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】</b></p> <p>○特別支援教育専門研修においては、各期修了直後のアンケート調査に基づき実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させることとしている。</p> <p>校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設けている。</p> <p>また、共通講義には人材開発の講師によるリーダー論「学校における組織の活性化と指導的教員の役割」、各専修プログラムには特別支援学校長又は特別支援学級設置校の校長による「学校(学級)経営の現状と課題」の講義を平成 25 年度においても引き続き実施した。</p> <p>各研修コースとも、終了直後のアンケート等を踏まえ、研修の質的向上への取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義の実施等を担当する講師へ周知した。</p> <p>なお、特別支援教育専門研修では、研修コース、専修プログラム、カリキュラム、想定する受講者、プログラム間のカリキュラム重複の整理等について、不断の見直しを行っている。 <b>【再掲】</b></p> <p><b>【業務の成果・効果】</b></p> <p>○平成 24 年度特別支援教育専門研修受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実を目的に、研修修了 1 年後を目的に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成 26 年 1 月に調査を実施した。</p> <p>◇平成 24 年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果</p> <p>研修修了者用の設問の一部</p> <p>受講した結果として、あなたの職務において役立ったと思われるものは</p>	<p>・研修の各期の修了者に対するフォローアップサービスの仕組みも人材育成に寄与していると考えられる。</p> <p>・各期修了直後のアンケート調査に基づき、実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させるなど、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っている。</p> <p>・研修終了 1 年後の所属長、教育委員会の研修受講者に対する評価は非常に高かった。</p> <p>・受講者の任命権者である教育委員会への事前計画書及び活用度評価のアンケートフォロー、受講者の上長(学校長等)の活用度評価のアンケートフォローも含め、全体が一体となって研修結果の活用やリーダー育成の仕組みとなっている。非常に有効と考えられる。</p>
---	---	---

<p>・業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組を行っているか。</p>	<p>何か。(3 つ以内で複数選択可)</p> <p>研修受講者数:202 名  回答数:194 名分(回収率 96.0%)  回答(回答数が多かった上位 3 つ):  専門的な知識・技能等の向上 179 名(92.3%)  教員としての視野の拡大 138 名(71.1%)  他県の教員との交流・情報交換 105 名(54.1%)</p> <p>所属長用の設問の一部  受講者が、本研修の成果を、教育実践等に有効に反映させていると思われるか。  研修受講者数:202 名  回答数:192 名分(回収率 95.1%)  回答:  とてもそう思う 96 名(50.0%)  そう思う 92 名(47.9%)  あまりそうは思わない 1 名(0.5%)  そうは思わない 1 名(0.5%)  未記入 2 名(1.1%)</p> <p>教育委員会用の設問の一部  受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか。  研修受講者数:202 名(内、教委派遣 198 名)  回答数:198 名分(回収率 100%)  回答:  とてもそう思う 106 名(53.5%)  そう思う 92 名(46.5%)</p> <p><b>【業務の効率化についての取組状況】</b>  ○教材作成作業等の効率化については、講義用資料の作成要領を定め、研修講師に資料作成の依頼を行っている。また、研修講師から講義用資料をメールにより電子データの提出を受け、研究所設置の高速カラー印刷機で配付資料を作成している。  研修施設の有効活用については、専門研修を年 3 回、各種研究協議会</p>	<p>・教材作成については、講義用資料の作成要領を定め研修講師に依頼し、研修講師から提出された電子データを研究所設置の高速カラー印刷機で配付資料として印刷するなど、一連の作業を効率化している。  研修施設については、専門研修を年 3 回、各種研究協議</p>
--	--	---

<p>・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p>	<p>を年 4 回実施し、延日数は 203 日、延人数は 529 名が研修施設を使用している。また、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸出し、有効活用を図っている。</p> <p>施設管理業務については、警備、清掃、受電設備の維持管理等について、外部委託を行っている。また、複数年契約を導入し、業務の効率化及び経費の削減を図っている。</p> <p><b>【受益者負担の妥当性・合理性】</b></p> <p>○研修事業は、特別支援教育の指導的立場にある職員に対する専門的、技術的な研修を行うことにより、その専門性の一層の向上を図り、研修修了後は広く学校教育関係者に指導・支援を行うものである。</p> <p>研修内容は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズが高度化・多様化していることを踏まえ、これらに対応した本研究所における研究等の成果を総合的に活用することにより、地方で実施することが困難な質・量共に備えた内容としている。</p> <p>障害者基本法第 16 条第 4 項には、国の責務として特別支援教育にかかる人材の資質向上を謳っており、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実が喫緊の国の行政課題になっている中において、国として実施すべき事業であり、研修で培った専門的な知識・技能等は受講者個人のみには還元されるものではなく、所属する学校や地域はもちろんのこと、研修会や研究会・協議会等を通じてより広く還元され、我が国における特別支援教育の専門性の向上に寄与しているところである。</p> <p>なお、従前より受講者が利用する研修員宿泊棟においては、実費相当分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」を、受益者負担として適切に徴収している。</p>	<p>会を年 4 回実施し、延日数は 203 日、延人数は 529 名が研修施設を使用している。また、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸出すことなどにより有効活用のための取組を行っている。</p> <p>施設管理業務については、警備、清掃、受電設備の維持管理等について民間委託を行うとともに複数年契約等により経費縮減の取組を行っている。</p> <p>・受講者が利用する研修員宿泊棟については、実費相当分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」については、受益者負担として適切に徴収しており受益者負担の妥当性・合理性がある。</p> <p>また、研修事業は、地方で実施することが困難な質・量共の内容を都道府県における特別支援教育の指導的立場にある職員に対して実施するものであり、特別支援教育にかかる人材の資質向上という国の責務として実施されている。</p>
-----------------------------	---	--

<p><b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b></p>	
<p>※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。</p> <p><b>【定量的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者数は全体として定員を上回っており、研修参加率が定数に対して 3 年連続で 100%を超えている。</li> <li>・受講者満足度は目標の 85%を大幅に超えて、受講者 204 名中 203 名が満足と回答している。</li> <li>・所属長の 97.9%、教育委員会の 100%が研修終了 1 年後に業務に研修が有効に生かされていると感じていると回答している。</li> </ul> <p>以上のことから、各障害種別に対応する指導者の専門性の向上については、ナショナルセンターとして国の施策に対応する指導者養成に多大に貢献しており、計画を大きく上回る特に優れた成果をあげたものと判定される。</p>	

**【定性的根拠】**

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

・受講者および任命権者の回答を見ると研修で培った専門的な知識・技能等は受講者個人のみ還元されるものではなく、所属する学校や地域はもちろんのこと、研修会や研究会・協議会等を通じてより広く還元され、我が国における特別支援教育の専門性の向上に寄与していると考えられる。

・この研修は1から2日程度、あるいは1週間程度の研修ではなく、2ヶ月間ほぼ特総研に泊まり込みでの缶詰状態での研修であるため、研修参加の困難性は他と大きく異なるにもかかわらず3年連続で100%を超える参加率であることに大きな意味がある。

・受講者の動機付を含め、上長(校長等、任命権者(教育委員会等))が一体となったリーダーの育成の仕組みにまでなっていると考えられる。

**【(小項目)1-2-3】**

(3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

**【評定】**

A

**【法人の達成すべき目標(計画)の概要】**

① 特別支援教育研究研修員制度及び特別支援教育専門研修以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修(各2～3日程度の研修期間)を重点化して実施する。

なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。

- ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会
- ・発達障害教育指導者研究協議会
- ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

H23

H24

H25

H26

A

A

A

**実績報告書等 参照箇所**

平成25年度事業報告書44～50頁

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。		
評価基準	実績	分析・評価
<p>特別支援教育専門研修以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修(各2日間の研修期間)を次のとおり重点化して実施したか。</p> <p>イ 就学相談・支援担当者研究協議会 実施期間:平成25年7月17日～平成25年7月18日 募集人員:70名</p> <p>ロ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 実施期間:平成25年7月25日～平成25年7月26日 募集人員:70名</p> <p>ハ 発達障害教育指導者研究協議会 実施期間:平成25年8月1日～平成25年8月2日 募集人員:100名</p> <p>ニ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施期間:平成25年11月21日～平成25年11月22日 募集人員:70名</p> <p>(平成24年度業務実績評価での指摘事項)</p>	<p>○平成25年度の研究協議会を計画の通りの日程で実施した。受講者数は次の通りである。</p> <p>イ 就学相談・支援担当者研究協議会 68名</p> <p>ロ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 79名</p> <p>ハ 発達障害教育指導者研究協議会 112名</p> <p>ニ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 67名</p>	<p>・募集人員に対する受講者数を含めて、計画の通り実施されている。また、その結果、受講者、派遣元の双方から、高い満足度を得ており、指導者の養成に成功しているものと認められる。</p>

<p>研修事業について、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、研修内容を柔軟に見直す必要がある。</p> <p>これらの研修の実施については、次の事項に留意したか。</p> <p>イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。 (基本方針)</p> <p>ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減したか。</p>	<p>○研修内容は、当該年度の研修実施に当たり、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえつつ、最新の研究成果及び国の施策の動向を反映させることを前提に、毎年度見直している。</p> <p>また、当該年度の研修計画立案に当たっては、文部科学省特別支援教育課と協議することとし、施策によっては、文部科学省からの要請等を踏まえ、研修体系及び内容を見直している。【再掲】</p> <p>○研究所が実施する研修は、各都道府県等における指導者の養成を目的としており、地方公共団体との役割分担を明確にして実施している。</p> <p>また、各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊課題等の動向を探りながら、平成25年度の研修計画について、下記の通り見直しを行った。</p> <p>(見直しの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」の廃止 各都道府県及び指定都市において、本協議会と同じ目的の研修が実施されるようになり、研究所が本協議会を先導的に実施する目的はほぼ達成されたものと判断されることから、平成24年度をもって廃止することとした。</li> <li>・「就学相談・支援担当者研究協議会」の新設・実施 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示されたように、今後のインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、システム構築のねらいを踏まえ、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから、このことに関連した協議会を平成25年度から新設し実施した。</li> </ul> <p>その他、平成26年度研修計画については、平成25年9月に各都道府県・指定都市教育委員会に対し研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。</p> <p>平成26年度実施の各研究協議会について、以下の派遣見込者数の結果、受講実績及び講義室の定員等を踏まえ、変更しないこととした。</p> <p>就学相談・支援担当者研究協議会</p>	<p>・研修内容は、当該年度の研修実施に当たり、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえつつ、最新の研究成果及び国の施策の動向を反映させることを前提に、毎年度見直している。</p> <p>・状況を把握し適切に見直しが行われており、時宜を得た変更であると考え。また、見直しの内容も適切と考える。今後にも必要に応じて、対象や内容の見直しが必要である。</p> <p>・ニーズ調査とはテーマを案内し、研修派遣要望を取ったという事と理解される。これによりニーズの確認を取る仕組みになっている。</p>
--	---	--

派遣見込:76名 → 募集人員の検討結果:70名  
 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会  
 派遣見込:60名 → 募集人員の検討結果:70名(変更せず)  
 発達障害教育指導者研究協議会  
 派遣見込:99名 → 募集人員の検討結果:100名(変更せず)  
 交流及び共同学習推進指導者研究協議会  
 派遣見込:78名 → 募集人員の検討結果:70名(変更せず)

(予算)

平成23年度 22,420 千円  
 平成24年度 20,178 千円  
 平成25年度 18,160 千円  
 平成26年度 17,695 千円

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後及び修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。  
 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定)  
 平成25年度受講者については、27年1~2月

○研修修了直後のアンケートの状況

1. 就学相談・支援担当者研究協議会(68名中、68名回答)  
 研修全体の満足度:98%(「とても有意義」「有意義」の合計)
2. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会(79名中、78名回答)  
 研修全体の満足度:99%(「とても有意義」「有意義」の合計)
3. 発達障害教育指導者研究協議会(112名中、109名回答)  
 研修全体の満足度:99.1%(「とても有意義」「有意義」の合計)
4. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会(67名中、65名回答)  
 研修全体の満足度:100%(「とても有意義」「有意義」の合計)

研修名	1年後評価実施年度	受講者数	回答者数	受講者満足度 目標:85%以上
就学相談・支援担当者研究協議会	平成25年度	68名	68名	98%
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	平成25年度	79名	78名	99%
	平成24年度	75名	72名	100%
	平成23年度	76名	72名	99%

・アンケート調査を実施したところ、回収率は97%~100%と高く、研修全体で数名を除いて「とても有意義」「有意義」と回答しており、目標の85%を大きく上回っている。

・研修満足度が3年間98%を下回っていないことは特筆すべき事柄である。

発達障害教育指導者研究協議会	平成25年度	112名	109名	99.1%
	平成24年度	117名	114名	100%
	平成23年度	143名	128名	99.3%
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	平成25年度	67名	65名	100%
	平成24年度	68名	68名	99%
	平成23年度	71名	69名	99%

研修修了直後のアンケート調査については、平成25年度も引き続き回答への協力を促したことにより、高い回収率となっている。

1. 就学相談・支援担当者研究協議会 回収率 100%
2. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 回収率 99%
3. 発達障害教育指導者研究協議会 回収率 97.3%
4. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 回収率 97%

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)  
平成25年度受講者については、27年1～2月

○平成24年度各種研究協議会受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実に、研修修了1年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、任命権者である教育委員会等に対して、平成26年1月に調査を実施した  
<平成24年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果>

教育委員会用の設問の一部

・受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 受講者数:75名(内、教委派遣70名)、回答数:70名分(回収率100%)  
回答:とてもそう思う37名(53%)、そう思う33名(47%)
2. 発達障害教育指導者研究協議会 受講者数:117名(内、教委派遣85名)、回答数:85名分(回収率100%)  
回答:とてもそう思う45名(53%)、そう思う40名(47%)
3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 受講者数:68名(全員教委派遣)、回答数:68名分(回収率100%)  
回答:とてもそう思う39名(57%)、そう思う29名(43%)
4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 受講者数:76名(全員教委派遣)、回答数:76名分(回収率100%)

・平成24年度各種研究協議会受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実のため、研修修了1年後を目途に研修成果の活用状況等を把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成26年1月に調査を実施したところ、受講者全員についてプラスの評価を確保し、目標を大きく上回っている。

・平成24年度各種研究協議会受講者の任命権者に対する修了1年後評価の調査の結果はすべて100%を達成しており、各協議会に対する各任命権者の評価が高いことを表している。

回答:とてもそう思う 49名(64%)、そう思う 27名(36%)

研 修 名	1 年後評価 実施年度	受講者数	任命権者の1年 後評価※ 目標:80%以上
特別支援学校寄宿舎指導 実践指導者研究協議会	平成 25 年度	75 名	100%
	平成 24 年度	76 名	94%
	平成 23 年度	76 名	99%
発達障害教育指導者研究 協議会	平成 25 年度	117 名	100%
	平成 24 年度	143 名	97.1%
	平成 23 年度	155 名	99.1%
交流及び共同学習推進指 導者研究協議会	平成 25 年度	68 名	100%
	平成 24 年度	71 名	94%
	平成 23 年度	77 名	99%
特別支援教育コーディネ ーター指導者研究協議会	平成 25 年度	76 名	100%
	平成 24 年度	78 名	94%
	平成 23 年度	84 名	99%

※1年後評価:各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者(教育委員会)のプラス評価(「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」)

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

○平成 25 年度実施の各研究協議会における参加率(参加者数/募集人員)

1. 就学相談・支援担当者研究協議会 97%(68名/70名)
2. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 113%(79名/70名)
3. 発達障害教育指導者研究協議会 112%(112名/100名)
4. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 96%(67名/70名)

・参加率は96%を下回ったことは過去3年間なく、協議会によっては140%を超えているものもあり、良好な実績であるといえる。各都道府県等のニーズが高く、情報交換の必要性を強く感じていることがわかる。また、特総研がニーズに応えた内容を提供していることがわかる。

研 修 名	年度	募集人員	受講者数	参加率 目標：85%以上
就学相談・支援担当者研究協議会	平成 25 年度	70 名	68 名	97%
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	平成 25 年度	70 名	79 名	113%
	平成 24 年度	70 名	75 名	107%
	平成 23 年度	70 名	76 名	109%
発達障害教育指導者研究協議会	平成 25 年度	100 名	112 名	112.0%
	平成 24 年度	100 名	117 名	117.0%
	平成 23 年度	100 名	143 名	143.0%
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	平成 25 年度	70 名	67 名	96%
	平成 24 年度	70 名	68 名	97%
	平成 23 年度	70 名	71 名	101%

ホ 各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

・受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。

○研究協議会修了者へのフォローアップサービスの一環として、特別支援教育に関する最新の情報を提供することを目的に、掲示板形式の「研修修了者向け情報提供サイト」により、平成 25 年度も引き続き、研究成果報告書や研究所セミナーの案内等及びインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募情報等の提供を行った。

【関連業界、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】

○研究所が実施する研修は、各都道府県等における指導者の養成を目的としており、地方公共団体との役割分担を明確にして実施している。また、各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊課題等の動向を探りながら、平成 26 年度の研修計画について、下記の通り見直しを行った。

(見直しの内容)

・「就学相談・支援担当者研究協議会」の継続

平成 25 年度から実施した「就学相談・支援担当者研究協議会」は、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めるに当たり、重要であ

・掲示板形式の「研修修了者向け情報提供サイト」を平成 24 年 3 月に開設し、各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行っている。

・各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊課題等の動向を探りながら、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることを目的とした「就学相談・支援担当者研究協議会」を実施するなど、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っている。

<p>・修了後の活動状況等、業務の成果・効果が出ているか。</p>	<p>ることから、継続して開催することとした。</p> <p>その他、平成 26 年度研修計画については、平成 25 年 9 月に各都道府県・指定都市教育委員会に対し研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。</p> <p>平成 26 年度実施の各研究協議会について、派遣見込者数の結果、受講実績及び講義室の定員等を踏まえ、募集定員については変更しないこととした。</p> <p><b>【業務の成果・効果】</b></p> <p>○平成 24 年度各種研究協議会受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実に目的に、研修修了 1 年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成 26 年 1 月に調査を実施した。</p> <p>◇平成 24 年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果</p> <p>研修修了者用の設問の一部</p> <p>受講した結果として、あなたの職務において役立ったと思われるものは何か。(3 つ以内で複数選択可)</p> <p>1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会  受講者数:75 名、回答数:70 名分(回収率 93%)  回答(回答数が多かった上位 3 つ):他県の教員との交流・情報交換 59 名(84%)、専門的な知識・技能等の向上 58 名(83%)、国の施策や最新の研究についての情報の入手 26 名(37%)</p> <p>2. 発達障害教育指導者研究協議会  受講者数:117 名、回答数:113 名分(回収率 96.6%)  回答(回答数が多かった上位 3 つ):専門的な知識・技能等の向上 85 名(75.2%)、教員としての視野の拡大 70 名(61.9%)、他県の教員との交流・情報交換 62 名(54.9%)</p> <p>3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会  受講者数:68 名、回答数:64 名分(回収率 94%)  回答(回答数が多かった上位 3 つ):他県の教員との交流・情報交換 43 名(67%)、国の施策や最新の研究についての情報の入手 41 名(64%)、専門的な知識・技能等の向上 36 名(56%)</p>	<p>・研修修了 1 年後を目途に研修の活用状況等を把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して調査を実施しており、その評価結果から修了後の活動状況等において業務の成果・効果が確認できている。</p> <p>また、参加者本人のみでなく所属長、任命権者へのアンケート調査を行うことで、実情を把握した改善などに役立てており、ニーズを反映した人材育成がなされていることがわかる。</p>
-----------------------------------	--	--

<p>4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会  受講者数:76名、回答数:71名分(回収率93%)  回答(回答数が多かった上位3つ):国の施策や最新の研究についての情報の入手 57名(80%)、他県の教員との交流・情報交換 52名(73%)、専門的な知識・技能等の向上 49名(69%)</p> <p>所属長用の設問の一部  受講者が、本研修の成果を、教育実践等に有効に反映させていると思われるか。</p> <p>1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会  受講者数:75名、回答数:71名分(回収率95%)  回答:とてもそう思う 15名(21%)、そう思う 55名(78%)、あまりそうは思わない 1名(1%)</p> <p>2. 発達障害教育指導者研究協議会  受講者数:117名、回答数:111名分(回収率94.9%)  回答:とてもそう思う 45名(40.5%)、そう思う 62名(55.9%)、あまりそうは思わない 1名(0.9%)、未記入 3名(2.7%)</p> <p>3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会  受講者数:68名、回答数:64名分(回収率94%)  回答:とてもそう思う 23名(36%)、そう思う 40名(63%)、あまりそうは思わない 1名(1%)</p> <p>4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会  受講者数:76名、回答数:71名分(回収率93%)  回答:とてもそう思う 35名(49%)、そう思う 34名(48%)、未記入 2名(3%)</p> <p>教育委員会用の設問の一部  受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか</p> <p>1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会  受講者数:75名(内、教委派遣70名)、回答数:70名分(回収率100%)  回答:とてもそう思う 37名(53%)、そう思う 33名(47%)</p> <p>2. 発達障害教育指導者研究協議会  受講者数:117名(内、教委派遣85名)、回答数:85名分(回収率100%)  回答:とてもそう思う 45名(53%)、そう思う 40名(47%)</p> <p>3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会</p>	
---	--

<p>・業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組を行っているか。</p> <p>・受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p>	<p>受講者数:68名(全員教委派遣)、回答数:68名分(回収率100%)  回答:とてもそう思う 39名(57%)、そう思う 29名(43%)</p> <p>4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会  受講者数:76名(全員教委派遣)、回答数:76名分(回収率100%)  回答:とてもそう思う 49名(64%)、そう思う 27名(36%)</p> <p><b>【業務の効率化についての取組状況】</b>  ○教材作成作業等の効率化については、講義用資料の作成要領を定め、研修講師に資料作成の依頼を行っている。また、研修講師から講義用資料をメールにより電子データの提出を受け、研究所設置の高速カラー印刷機で配付資料を作成している。  研修施設の有効活用については、専門研修を年3回、各種研究協議会を年4回実施し、延日数は203日、延人数は529名が研修施設を使用している。また、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸出し、有効活用を図っている。  施設管理業務については、警備、清掃、受電設備の維持管理等について、外部委託を行っている。また、複数年契約を導入し、業務の効率化及び経費の削減を図っている。 <b>【再掲】</b></p> <p><b>【受益者負担の妥当性・合理性】</b>  ○研修事業は、特別支援教育の指導的立場にある職員に対する専門的、技術的な研修を行うことにより、その専門性の一層の向上を図り、研修修了後は広く学校教育関係者に指導・支援を行うものである。  研修内容は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズが高度化・多様化していることを踏まえ、これらに対応した本研究所における研究等の成果を総合的に活用することにより、地方で実施することが困難な質・量共に備えた内容としている。  障害者基本法第16条第4項には、国の責務として特別支援教育にかかる人材の資質向上を謳っており、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実が喫緊の国の行政課題になっている中において、国として実施すべき事業であり、研修で培った専門的な知識・技能等は受講者個人のみ還元されるものではなく、所属する学校や地域はもちろんのこと、研修会や研究会・協議会等を通じてより広く還元され、我が国における特別支援教育の専門性の向上に寄与しているところである。  なお、従前より受講者が利用する研修員宿泊棟においては、実費相当</p>	<p>・教材作成については、講義用資料の作成要領を定め研修講師に依頼し、研修講師から提出された電子データを研究所設置の高速カラー印刷機で配付資料として印刷するなど、一連の作業を効率化している。  研修施設については、専門研修を年3回、各種研究協議会を年4回実施し、延日数は203日、延人数は529名が研修施設を使用している。また、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸出すことなどにより有効活用のための取組を行っている。  施設管理業務については、警備、清掃、受電設備の維持管理等について民間委託を行うとともに複数年契約等により経費削減の取組を行っている。</p> <p>・受講者が利用する研修員宿泊棟については、実費相当分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」については、受益者負担として適切に徴収しており受益者負担の妥当性・合理性がある。  また、本研修事業は、例えば、インクルーシブ教育システム構築に向けた喫緊の国の行政課題について研修を計画するなど、地方で実施することが困難な質・量共の内容を都道府県における特別支援教育の指導的立場にある職員に対して実施するものであり、特別支援教育にかかる人材の資質向上という国の責務として実施されており、これがナショナルセンターが行う研修の役割とも考えられる。</p>
---	--	---

	分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」を、受益者負担として適切に徴収している。 【再掲】	
--	--	--

<b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b>		
※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。		
【定量的根拠】		
【定性的根拠】		
※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。		

<b>【(小項目)1-2-4】</b>	(4)各都道府県等が実施する研修に対する支援	<b>【評定】</b> A			
		H23	H24	H25	H26
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b>		<b>実績報告書等 参照箇所</b> 平成25年度事業報告書50～51頁			
<p>① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。</p> <p>イ 配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。</p> <p>ロ 講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに800機関以上確保する。</p> <p>② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派する。</p>					
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>			
各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信したか。	<p>○インターネットによる研修コンテンツの配信</p> <p>都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するためのインターネットによる研修コンテンツ「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」の配信を実施している。</p> <p>1)特別支援教育研修講座基礎編 (研修コンテンツの内訳) ( )内の数字はタイトル数。 特別支援教育の基礎理論(6)、視覚障害教育論(3)、聴覚障害教育論(3)、知的障害教育論(3)、肢体不自由教育論(3)、病弱・身体虚弱教育論(3)、重複障害教育論(6)、言語障害教育論(3)、情緒</p>	<p>・インターネットによる講義の配信は、特別支援教育にかかる人材育成について、ベースラインをそろえるという点で、全国どこでも最先端の内容が学べる利点は大きい。</p> <p>・更新計画にしたがってタイトルの新規配信が行われているとともに、利用者のアンケート調査等をもとに内容及び運用の改善が図られている。それらの取組の結果、中期計画中の目標を上回る登録機関を確保するとともに、平成 25 年度で、特別支援教育研修講座基礎編:981 件、特別支援教育研修講座専門編:1,008 件の視聴が行われ、インターネットに</p>			

<p>配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図ったか。</p> <p>都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援したか。</p>	<p>障害教育論(3)、LD・ADHD・高機能自閉症等教育論(6)、障害児の生理と病理(2)、諸検査の基礎(4) (計 45 タイトル)</p> <p>2) 特別支援教育研修講座専門編 (研修コンテンツの内訳) ( )内の数字はタイトル数。</p> <p>総合的・横断的内容(13)、視覚障害教育(5)、聴覚障害教育(6)、知的障害教育(4)、肢体不自由教育(5)、病弱・身体虚弱教育(4)、言語障害教育(5)、自閉症・情緒障害教育(7)、発達障害教育(8)、重複障害教育(3) (計 60 タイトル(うち平成 25 年度新規配信 19 タイトル))</p> <p>○「特別支援教育研修講座専門編」については、平成 23 年度からの 3 年間で 60 タイトルの更新計画に基づき、平成 23 年度は 20 タイトル、24 年度は 21 タイトル、25 年度は 19 タイトルを新規で収録し、当初の計画通り 3 年間で 60 タイトルを配信した。</p> <p>また、講義配信への利用アンケート調査での、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示することとした。</p> <table border="1" data-bbox="651 1050 1211 1174"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録機関数</td> <td>742 機関</td> <td>841 機関</td> <td>979 機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成 24 年度において運用を開始した「講師派遣の取扱いに関する基本方針(概略: 都道府県等における教員の資質向上に貢献するため、教育委員会や特別支援教育センター等が実施する研修への講師派遣については、国と地方、都道府県と市町村といった役割分担を踏まえて適切な範囲で講師を派遣する。)」を当研究所ウェブサイトに掲載し、講師派遣に関</p>		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	登録機関数	742 機関	841 機関	979 機関	<p>よる都道府県研修の支援に成功しているものと認められる。</p> <p>・計画的に整備がされることで登録機関は増えているが、研修コンテンツの有効性を考えると今後の整備・作成計画の中で関係校長会等への更なる普及が可能ではないかと考えられる。</p> <p>・配信する研修コンテンツについては、「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」の二本立てとし、専門編については、平成 23 年度からの 3 年間で 60 タイトルの更新計画に基づき、平成 23 年度は 20 タイトル、24 年度は 21 タイトル、25 年度は 19 タイトルを新規で収録し、3 年間で 60 タイトルを配信し、当初の計画を達成するとともに、登録機関も中期目標を超えて大幅に増加した。</p> <p>・利用者のアンケート調査において、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示するようにしたことなど、利用者のアンケート調査等をもとに内容及び運用の改善を図っている。</p> <p>・モデル事業の実施に当たって、先導する特総研が、直接各都道府県に講師を派遣することは、国と地方がイメージを共有しながら新しい教育の有り様を作っていく点で重要である。</p> <p>今後、講師を派遣する際の条件等について定めた基準等が整備されていくことで、講師派遣が更に充実するものと考</p>
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度							
登録機関数	742 機関	841 機関	979 機関							

<p>・受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。</p>	<p>する情報提供を行った。平成 24 年度の講師派遣実績は延べ 186 人であったが、平成 25 年度は延べ 327 人と前年度と比べ延べ 141 人の増であった。</p> <p><b>【受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】</b>  ○講義配信への利用アンケート調査での、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示することとした。<b>【再掲】</b></p> <p>・体系的・計画的な整備・充実  平成 22 年度まで、基礎的な内容を扱う「特別支援教育専門性向上 Web 研修講座」、専門的な内容を扱う「インターネットによる講義配信」として実施してきたが、講義配信全体の名称を「インターネットによる講義配信」に統一し、基礎的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座基礎編」、専門的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座専門編」と名称を変更した。</p> <p>「特別支援教育研修講座専門編」については、平成 23 年度からの 3 年間で 60 タイトルの更新計画に基づき、平成 23 年度は 20 タイトル、24 年度は 21 タイトル、25 年度は 19 タイトルを新規で収録し、当初の計画通り 3 年間で 60 タイトルを配信した。<b>【再掲】</b></p>	<p>える。</p> <p>・利用者のアンケート調査において、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示するようにしたことなど、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っている。</p>
<p>・修了後の活動状況等、業務の成果・効果が出ているか。</p>	<p><b>【業務の成果・効果】</b>  ○インターネットによる研修コンテンツ「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」の平成 25 年度の視聴アクセス数の状況は次の通りであった。  特別支援教育研修講座基礎編：981 件  特別支援教育研修講座専門編：1,008 件  登録機関は、平成 25 年度新たに 138 機関の申請を受け付け、累計 979 機関となった。中期計画（中期目標期間終了までに 800 機関）の達成率は 122.3%である。</p>	<p>・インターネットによる研修コンテンツの視聴の状況は、特別支援教育研修講座基礎編：981 件、特別支援教育研修講座専門編：1,008 件であった。  登録機関は、平成 25 年度累計 979 機関となり、中期計画中の目標を上回るなど、業務の成果が確認できる。</p> <p>・アクセス数、登録機関共に増えており、活用が進んでいると評価できる。</p>
<p>・業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理</p>	<p><b>【業務の効率化についての取組状況】</b>  ○独立行政法人メディア教育開発センターとの協定により平成 19 年度か</p>	<p>・以前は外部で収録をしていたが、所内に収録室を設置する</p>

<p>業務の民間委託等の取組を行っているか。</p> <p>・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。</p>	<p>ら平成 21 年度まで同センターにおいて、研修コンテンツの収録を行っていたが、同センターの廃止及び放送大学 ICT 活用・遠隔教育センターへの業務移管に伴い、平成 21 年度に、所内に収録室を新たに設置した。平成 22 年度からは、収録・編集・配信の一連の作業を所内で行うことにより、放送大学(千葉市)までの往復に要する時間と経費の節約ができ、業務の効率化を図っている。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>○インターネットによる研修コンテンツの配信は、各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信するものであり、各都道府県等が実施する研修に対する支援として、実施している。</p> <p>具体的には都道府県教育委員会、特別支援教育センター、あるいは、校内で研修を実施するための支援の方策として、当講義配信は大変重要であり、我が国における特別支援教育の専門性の向上に寄与しているところである。</p> <p>障害者基本法第 16 条第 4 項には、国の責務として特別支援教育にかかる人材の資質向上を謳っており、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実が喫緊の国の行政課題になっている中であって、国として実施すべき事業である。</p>	<p>ことにより、平成 22 年度からは収録・編集・配信の一連の作業を所内で行えるようにした。この取組により、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、経費の縮減を実現している。</p> <p>・インターネットによる研修コンテンツの配信は都道府県の教育委員会、特別支援教育センター、学校で研修を行うにあたり、その支援の方策として実施するものであり、特別支援教育に係る人材の資質向上という国の責務として実施されている。この配信は受益者負担とせず研究所の業務として実施している。</p>
--	--	--

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

**【定量的根拠】**

**【定性的根拠】**

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(中項目)1-3】	3各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施				【評定】 A																				
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p>				(中期目標期間)	H23	H24	H25			決算額(百万円)	41	37	24			従事人員数(人)	3	3	2			H23	H24	H25
(中期目標期間)	H23	H24	H25																						
決算額(百万円)	41	37	24																						
従事人員数(人)	3	3	2																						
						A	A	A																	
【(小項目)1-3-1】	(1)各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援				【評定】 A																				
	<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> ①教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。 ②各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実 イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況を毎年度評価し、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。 ハ 日本人学校等への支援を充実する。				H23	H24	H25	H26																	
						A	A	A																	
				<b>実績報告書等参照箇所</b>																					
				平成25年度事業報告書52～55頁																					
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>				<b>分析・評価</b>																				
教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを	○教育相談実施機関から当研究所へのコンサルテーションの依頼は、発生頻度の低い障害のある子ども(重度重複障害や視覚障害のある子どもなど)の指導に関することや二次障害や被虐待が疑われる子どもの言動や情緒的な理解に関することであった。具体的には、以下の通りであり、平成25年度は16機関(県立特別支援学校:10校、市区町村立学校:4				・平成25年度は16機関(県立特別支援学校:10校、市区町村立学校:4校、地域療育センター等の機関:2機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。対象機関に対して有用度アンケートを実施し、回答のあった80%以上の機関から有用である(「とても役に立った」「役に立った」とい																				

実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得たか。

校、地域療育センター等の機関:2 機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。内訳は、次の通りである。

来所によるコンサルテーション :2 回  
 訪問によるコンサルテーション :30 回  
 通信等によるコンサルテーション:73 回  
 (計 105 回)

なお、訪問によるコンサルテーションについては、全ての都道府県を対象にしている。教育相談実施機関からコンサルテーションの依頼があった場合は、初回は訪問により、依頼内容にかかわる事例の聞き取り等の実態把握を行い、その後、通信等によってコンサルテーションを継続している。

平成 25 年度に実施した機関に対するコンサルテーションの有用度アンケートを行い、12 機関からの回答があった。アンケートの結果は以下の通りであった。

「コンサルテーションの有用度アンケートの状況」(16 機関中、12 機関(回収率 75%))

・コンサルテーションは役に立ちましたか

	回答数	割合
(1)とても役に立った	11 機関	92%
(2)役立った	1 機関	8%
(3)どちらかといえば役立たなかった	0 機関	0%
(4)役立たなかった	0 機関	0%

・依頼の内容に対してどのような点で役に立ったか(複数回答可)

	回答数	割合
(1)問題の整理ができた	9 機関	75%
(2)問題解決の見通しが持てた	12 機関	100%
(3)具体的な示唆(助言)等が得られた	1 機関	8%
(4)校内の課題が減少した	1 機関	8%
(5)その他	0 機関	0%

また、自己解決力に関して「コンサルテーションを実施して、どのような点において課題に対する自己解決能力が向上したとお考えですか。」という質問項目に自由記述で回答を求めたところ、概ね「児童生徒の課題を的

う回答などプラスの評価を得ている。

・直接の相談機関であったものが、ナショナルセンターの相談機能という観点からの見直しによって、都道府県の相談を支援する役割に特化したものである。

平成 25 年度は 16 機関からの依頼を受けてコンサルテーションを実施し、そのコンサルテーションについては高い評価を得ている。

・実施した 16 機関は、都道府県等との連携や役割分担の中でナショナルセンターとして実施する必要度の高いものであると考えられるが、支援対象が 47 都道府県におよぶのに対して、16 機関へのコンサルテーションに留まることは、ニーズを十分に満たしているのかについて、更なる検討が望まれる。また、通信によるコンサルテーションの件数が多いことから、今後は訪問による事例の聞き取りの効率化を図るとともに、通信によるコンサルテーションによる支援の充実を図るといった、特総研としての対応方針が明確に示されるとよい。

確に判断し、課題解決の方策等を見いだす力が養われた」という回答が得られた。

コンサルテーションの有用度アンケート(「とても役に立った」「役に立った」の割合)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
割合	100%	100%	100%

(注)コンサルテーションとは、特定の子どもを対象に学校等の機関においてどのように対処していくか等の課題について、機関に対して訪問や来所を通じて助言・意見等を行うことを指す。

なお、平成25年度に実施した機関コンサルテーションに関する有用度アンケートの自由記述の内容を分析し、平成26年度の評価アンケート項目に自己解決能力に関する選択式の評価項目を加え、コンサルテーションの評価がより適切に行えるようなアンケート内容に改める。

コンサルテーションの実施に当たっては、都道府県等と本研究所との役割分担を踏まえ、都道府県等の相談機能を支援することにつながるかという点に留意して進めている。

具体的には、平成 25、26 年度においても、本研究所が事務局となっている全国特別支援教育センター協議会において、各都道府県・指定都市特別支援教育センター(以下、「センター」と言う。)での教育相談に関する実績を把握するため、教育相談に関する分科会を置き、各センターから参加する担当者が知見を共有できるようにしている。

また、各センターに対し、必要に応じ、教育相談に関する情報の更新のための調査を行うなど、都道府県等の教育相談機関支援のための情報提供を目的とする教育相談情報提供システムの整備・充実を図っているところである。

○教育相談情報提供システム内にある教育相談機関情報を更新するため相談機関に対して調査を行い、教育相談機関情報の更新を行った。さら

(平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)  
各都道府県における教育相談実施機関の自己解決能力の向上を図るため、コンサルテーションなど支援機能の充実を図りつつ、各都道府県における教育相談実施機関との連携・協力を更に進めることが必要である。

各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実を図ったか。

イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース

・コンサルテーションの実施に当たっては、都道府県等と本研究所との役割分担を踏まえ、都道府県等の相談機能を支援することにつながるかという点に留意して進めている。

・教育相談情報提供システム内にある教育相談機関情報を更新するため相談機関に対して調査を行い、教育相談機関

ス)の整備を進める。

また、教育相談情報提供システムの活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。

特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。

(勧告の方向性)

教育相談データベースについては、全国の特別支援教育センター等の参加や入力情報量が十分でないことにかんがみ、これらの機関との連携を推進するとともに、教育相談に関する情報や教育相談機関からのニーズ等を収集すること等により、その充実を図るものとし、その活用状況を毎年度評価し、運用を見直したか。

(基本方針)

教育相談データベースの効果的運用の推進を図ったか。

ロ 日本人学校等への支援を充実する。

に、システム内に掲載している Q&A の項目数を 8 件追加し、60 件の Q&A を掲載するなど、システムの充実に努めた。全国特別支援学校長会(6 月)、特別支援教育総合推進事業連絡協議会(6 月)、教育委員会管理・指導事務主幹部課長会議(9 月・2 月)、センター協議会(11 月)において、本システムの紹介を行った。本システムへのアクセス状況は、月平均で 2,000~3,000 人程度、25 年度合計では約 50,000 人の訪問者数であった。

またセンター及び教育委員会に対して教育相談事例の提供を求め、この結果、当研究所でとりまとめた事例を含め、提供する相談事例は 120 件(平成 24 年度 105 件)となった。

本システムの活用状況については、上記センター協議会(59 機関)の加盟機関にアンケートを行い、29 機関からの回答があった。アンケートの結果は以下の通りであった。

「教育相談情報提供システムの有用性について」(59 機関中、29 機関(回収率 49%))

	回答数	割合
(1)とても有用である	7 機関	24%
(2)有用である	21 機関	72%
(3)どちらかといえば役立たなかった	1 機関	3%
(4)役立たなかった	0 機関	0%

○日本人学校に対して特別支援教育に関する情報提供活動の充実を図る一環として「特総研だより」を年 3 回(5 月・10 月・2 月)発行した。その内容は、研究所の教育相談活動の紹介、特別支援教育に関する国の施策動向、研究所の研究報告や日本人学校における特別支援教育の状況等である。

文部科学省初等中等教育局国際教育課が毎年行っている「在外教育施設教育課程等実施状況調査」の中に「特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導状況」を把握する項目を盛り込み、平成 25 年 5 月に調査がなされた。全ての日本人学校 88 校(94 校舎)から回答があり、国内の特別支援教育の体制整備状況と比較すると整備状況が整っている学校は少数であるという実態を把握した。調査結果については、「特総研だより」で全ての日本人学校に発信するとともに、北米・欧州地区の校長研究協議会(10 月)及び東アジア・大洋州地区校長研究協議会(10 月)においても

情報の更新を行うとともに、システム内に掲載している Q&A の項目数を 8 件追加し、60 件の Q&A を掲載するなど、システムの充実に努めている。

また、本システムの利用促進のため、全国特別支援学校長会(6 月)等において本システムの紹介などを行っており、アクセス状況は、月平均で 2,000~3,000 人程度、25 年度合計では約 50,000 人となっている。

・日本人学校への支援はナショナルセンターとしての役割であるとの認識から、その活動の範囲を広げ、支援を充実させてきており、このことは、高く評価される。

今後、特総研による日本人学校への具体的な支援の状況等についても、国内の相談機関に情報提供されていくことを期待する。

・特総研でなければできない業務である。我が国の経済のグローバルな発展のためのセーフティネットとして大きな機能を持っている。こういう存在があるからこそ、障害のあるものが家族にいても、安心して、海外で仕事をしていくことができる。

	<p>報告した。</p> <p>また、東アジア・大洋州地区校長研究協議会(会場校:シドニー日本人学校 参加 36 校)及び北米・欧州地区の校長研究協議会(会場校:デュッセルドルフ日本人学校 参加 24 校)に参加し、参加各校の特別支援教育に関する状況を把握するとともに、特別支援教育の啓発に努め、参加した日本人学校の特別支援教育に関する相談にも対応した。</p> <p>東アジア・大洋州地区校長研究協議会に参加した際には、シドニー日本人学校及びシドニー土曜教室(補習授業校)を参観し、学校に対するコンサルテーションを実施した。北米・欧州地区の校長研究協議会に参加した際には、デュッセルドルフ日本人学校を訪問し、授業参観と研究協議会に参加し、コンサルテーションを行った。また、パリ日本人学校にも訪問し、コンサルテーションを行った。また、香港日本人学校からの要請で、香港校小学部及び大埔校(たいぽこう)における特別支援教育体制及び配慮を要する子どもの指導に関して、コンサルテーションを行った。</p> <p>文部科学省国際教育課が主催する「平成 26 年度在外教育施設派遣教員管理職研修会」において、初めて「特別支援教育の現状」に関する講義を行い、日本人学校に赴任する管理職に対して、特別支援教育の理解啓発を図った。</p> <p>海外子女教育専門相談員連絡協議会(外務省大臣官房人事課子女教育相談室長を会長として、海外子女教育財団、海外進出企業の相談員、保護者団体の代表者が参加する協議会)により開催される定例会(年 5 回)に参加し、情報交換及び特別支援教育に関する情報提供を行った。</p>	
--	--	--

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

【定量的根拠】

【定性的根拠】

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(小項目)1-3-2】	(2)各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 研究所においては、次の教育相談を実施する。</p> <p>イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談</p> <p>ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談</p> <p>ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。</p> <p>② 教育相談事例の研究</p> <p>研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		実績報告書等参照箇所			
		平成25年度事業報告書56頁			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>研究所においては、次の教育相談を実施したか。</p> <p>イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談</p> <p>ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談</p> <p>ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。</p> <p>研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進めたか。</p>	<p>○発生頻度の低い障害等の教育相談は2件あり、延べ3回の対応を行った。また、発生頻度の低い障害等の教育相談事例については、教育相談情報提供システムの教育相談事例に掲載し、情報提供を行っている。(発生頻度の低い障害の相談事例数は、11件である)</p> <p>○国外にこれから赴任する保護者や在住している保護者からの相談は43件あり、メール等により延べ69回対応した。また、公益財団法人海外子女教育振興財団が主催する「帰国生のための学校説明会・相談会」に初めて参加し、研究所の紹介パンフレットを配布するとともに、研究所ブースを設置し、3件の教育相談に対応した。</p> <p>○来所による教育相談において、教育相談に関するアンケートを実施した。「教育相談に来られて良かったですか」の質問に対して、全ての回答から、「とても良かった」の評価を得た。</p> <p>○「教育相談事例の研究」についての実施手順を検討し、マニュアルを作成するとともに、所内説明会を開催して職員に周知を行っている。3件の研究(4事例)が進められており、教育相談事例の研究に関する進捗状況について、報告会を開催した。また、これらの相談事例の研究は、学会発表及び講演等での活用が1件あり、当研究所の研修講義での活用は3件であった。</p>	<p>・イとロについては、特総研でなければできない業務である。広く国民に知らせていくことにより、セーフティネットとしての役割を果たすことができる。帰国生のための相談会に参加したことは意義あることである。</p> <p>・満足度アンケートを実施し、全ての回答から、「とても良かった」の評価を得ており、80%以上の満足度を確保した。</p> <p>・従事人員数2名で本活動を行っているのか疑問だったが、所内の色々の方が協力して当たる様にマニュアルを作成されたと考える。効率的にも相互補完的にも良い取り組みと理解する。</p>			

<b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b>		
※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。		
【定量的根拠】		
【定性的根拠】		
※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。		

<b>【(中項目)1-4】</b>	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供				<b>【評定】</b> A																				
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>253</td> <td>242</td> <td>238</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p>				(中期目標期間)	H23	H24	H25			決算額(百万円)	253	242	238			従事人員数(人)	15	15	17			H23	H24	H25
(中期目標期間)	H23	H24	H25																						
決算額(百万円)	253	242	238																						
従事人員数(人)	15	15	17																						
						A	A	A																	
<b>【(小項目)1-4-1】</b>	(1)研究成果の普及促進等				<b>【評定】</b> A																				
	<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> <p>① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。</p> <p>② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。</p> <p>イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。ただし、従来年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。</p> <p>また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。</p> <p>ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。</p> <p>③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。</p> <p>イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。</p> <p>ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。</p> <p>ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。</p> <p>ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。</p> <p>④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。</p>				H23	H24	H25	H26																	
						A	A	A																	
				<b>実績報告書等参照箇所</b>																					
				平成25年度事業報告書57～65頁																					
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>				<b>分析・評価</b>																				

<p>研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供したか。</p>	<p>○平成 25 年 5 月に文部科学省に設置された「障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会」において、当研究所の研究職員が協力者として参画するとともに、「デジタル教科書・教材及び ICT の活用に関する基礎調査・研究」等の研究成果を提供した。</p> <p>また、厚生労働省、文部科学省等と共同で開催した「発達障害者支援関係報告会」において、当研究所の研究課題「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究」の研究成果を提供した。</p> <p>また、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果を踏まえ、通常学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方を検討するための補足調査を行い、調査報告書を作成するとともに、その結果を文科省に報告した。</p> <p>さらに、文部科学省において、平成 25 年 7 月に開催された「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」及び「発達障害のある児童生徒のための施策の在り方等に関する省内 PT」の合同会議において、当研究所はヒアリングを受け、諸外国における特別支援教育について、教員配置と発達障害教育を中心にまとめた資料を提供した。</p> <p>こうした例のように、国の行政施策の企画立案・実施に寄与しており、そのうち、研究職員が各種委員会の委員や協力者等となったものについては、以下の通りである。</p> <p>(文部科学省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討協力者 2 名</li> <li>・特別支援教育関係事業に係る審査評価委員 4 名</li> <li>・特別支援教育関係事業に係る企画評価委員 1 名</li> <li>・平成 25 年度特別支援教育課程等研究協議会指導助言者 6 名</li> <li>・情報教育指導力向上支援事業協力者会議委員 1 名</li> <li>・「情報教育指導力向上支援事業」の委託先選定に係る技術審査専門員 1 名</li> <li>・「教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト」評価会議委員 2 名</li> <li>・教科用特定図書等普及推進事業評価会議委員 1 名</li> <li>・不登校生徒に関する追跡調査研究会委員 1 名</li> </ul>	<p>・多くの研究成果が国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供された事を実績が示している。</p> <p>・「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究」の研究成果が、高等学校段階における発達障害等の障害のある生徒の能力特性をのばすモデル事業へとつながり、各県の高等学校の特別支援教育に対する意識改革へとつながっている。</p> <p>また、「デジタル教科書・教材及び ICT の活用に関する基礎調査・研究」等の研究成果により、特別支援学校高等部の就学奨励費における ICT 機器の購入補助につながり、各県の ICT 機器の導入および教職員の研修等にもつながっている。</p> <p>各種委員会の委員や協力員になることは、資料提供等大きな労力を背負うことになるが、専門家として、今後の我が国の教育や社会のあり方についての施策決定に大きな役割を果たしている。</p>
--	---	---

<p>研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図ったか。</p> <p>イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。</p> <p>また、参加者定員の 90%以上の充足率を確保するとともに、参加者 85%以上の満足度を確保する。</p>	<p>(総務省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フューチャースクール推進研究会構成員 1 名</li> </ul> <p>(厚生労働省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者施策検討会構成員 1 名</li> <li>・発達障害の情報提供等事業に関する運営会議委員 1 名</li> <li>・障害児支援の在り方に関する検討会構成員 1 名</li> </ul> <p>(内閣府関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消支援地域協議会のあり方検討会に係る意見交換会構成員 1 名</li> <li>・障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会委員 1 名</li> </ul> <p>○当研究所の研究成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進－学校・地域の取組に視点を当てて－」をテーマに、平成 25 年度国立特別支援教育総合研究所セミナー（以下、「当研究所セミナー」と言う。）を平成 26 年 1 月 30 日（木）～31 日（金）の二日間にわたり、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し、994 名の参加があった。インクルーシブ教育システム構築をテーマに掲げたのは、今回が初めてであった。</p> <p>当研究所セミナーは、広く特別支援教育に関連するトピックスを取り上げる部分（セッション 1）、主に障害種別領域のトピックス等を情報提供する部分（セッション 2）、研究成果普及及び協議の部分（セッション 3）の三部構成で行った。</p> <p>従前より参加型プログラムとするため、申込の際には、事前アンケートとして、当研究所セミナーで得たい情報、特別支援教育の推進・充実や各分科会の内容等に関する意見（普段感じていること、考えていること）を集めた。意見については、セッション（各分科会）毎に整理した上で各運営担当研究職員や講師に提示して、セミナーの内容等にできる限り反映するとともに、各セッションの質疑応答において取り上げるよう準備を進めた。</p>	<p>・研究所セミナーは規模、参加数、内容、満足度、等を含め情報の提供と啓発と新たなテーマへのヒントを得る重要な機会となっている。</p> <p>・一般教員が参加できるレベルのセミナーであり、期待度は高い。また、参加型のセミナーであるため、満足度も高い。</p> <p>一般教員からすれば、最先端の考え方に直接触れられる機会であるため、特別支援教育に携わっている者が行きたいセミナーであり続けている。特総研が特別支援教育に携わるものにとって大きな影響力を持ち続けている証拠である。</p> <p>・定員を大きく上回る申込み、参加があったことは、よく分析して対応する必要がある。テーマ設定の良さがあったと思われる、現場のニーズに即したテーマ設定の重要性を示している可能性がある。その上で、今後とも教育現場のニーズに応じつつ、効果的かつ効率的にセミナーを運営するよう努力すべきである。</p>
---	--	--

平成 25 年度国立特別支援教育総合研究所セミナーの参加者数については、定員 700 名のところ、1,039 名の申込みを受付、994 名の実参加を得た(充足率:142.0%)。

平成 25 年度国立特別支援教育総合研究所セミナーの参加者アンケートによる満足度は、「参加した意義があったか」の項目において、「意義があった」78.1%、「やや意義があった」19.8%で、合計 97.9%から参加に意義があったとの回答を得た。

	セミナー名	定員	参加者	充足率	満足度
平成 25 年度	セミナー	700 名	994 名	142.0%	97.9%
平成 24 年度	セミナー	700 名	716 名	102.3%	97.5%
平成 23 年度	セミナー	700 名	742 名	106.0%	97.4%

(基本方針)

毎年 2 回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。

ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において 100 件以上発表する。

研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載したか。

イ 研究紀要第 41 巻を刊行する。

○平成 23 年度から毎年 2 回開催していたセミナーを統合し、年 1 回で開催することとした。このことにより資料印刷費や会場借上費等の経費を縮減した。

平成 22 年度 4,557 千円

平成 23 年度 2,926 千円

○研究成果の発表数は、215 件であり、形態別の発表数は、学会や大会等における口頭発表等 70 件、単行本 38 件、学術雑誌等 13 件、商業雑誌等 67 件、大学等紀要等 2 件、研究所紀要 7 件、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 10 件、その他 8 件である。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
発表数	226 件	204 件	215 件

○当研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等

・統合によって、経費を縮減したが、定員の 5 割増しの参加を受け入れるなど回数減による効果の低下を抑える努力がされている。

・学会等における口頭又は誌上における研究成果の発表数は、215 件であり、目標である 100 件の 2 倍を上回る発表がなされている。このため、機会を捉えて積極的な発表・情報提供の努力が行われているといえる。

今後は発表された研究内容をカテゴリーごとに分類することで、個々の研究成果の位置付けが明確になることを期待する。

を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として、研究所が刊行する和文による「研究紀要」第 41 巻の編集を行い、文部科学省等関係機関や各教育委員会等に配布した。また、研究所ウェブサイト上に掲載し、広く情報提供を行った。

なお、研究紀要の刊行に当たっては、研究紀要編集委員会を設置し、編集方針の決定及び掲載論文の審査を行っている。

・研究紀要第 41 巻の内容

特集テーマ：「国立特別支援教育総合研究所におけるインクルーシブ教育システム構築に 関する研究」について

特集論文 2 本

投稿論文 5 本

□ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

○平成 25 年度終了の以下の研究課題については、運営委員会外部評価部会の指摘を反映させた上で、最終的な各研究成果報告書及び研究成果報告書サマリーの内容を確定させ、当研究所ウェブサイトに掲載し、広く情報提供を行うこととしている。

・平成 25 年度終了の 7 件の研究課題については、運営委員会外部評価部会の指摘を反映させた上で、最終的な各研究成果報告書及び研究成果報告書サマリーの内容を確定させ、当研究所ウェブサイトに掲載し、広く情報提供を行うこととしている。

研究区分	研究課題名
専門研究 A	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究
	デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－
専門研究 B	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科の学習上の特徴の把握と指導に関する研究
	高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－
	特別支援学校(視覚障害)における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICT の役割を重視しながら－
	特別支援学校(肢体不自由)の AT・ICT 活用の促進に関する研究－小・中学校等への支援を目指して－
	ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の

効果の検討ー

ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。

(平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)  
市販本としての発行は、必要な人が入手しやすく、研究成果を普及するうえでは、とても重要な方法であり、今後も力を入れていくことが望ましい。

ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。

都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及したか。

○障害のある子どもを支援する立場にある方々の様々なニーズに応え、教育現場で活用しやすいように、平成 25 年度は下記のガイドブックやマニュアル等を刊行した。

(市販したもの)

・改訂新版 LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド  
平成 25 年 5 月発行(東洋館出版社)

・すべての教員のためのインクルーシブ教育システム構築研修ガイド  
平成 26 年 1 月発行(ジアース教育新社)

・共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例ー小・中学校で学習している障害のある児童生徒の 12 事例ー

平成 26 年 1 月発行(ジアース教育新社)

○教材・教具については、平成 25 年度に、音声読み上げ機能付き点字学習帳(英語編)、マルチピザポスター及び 3D プリンターによる立体教材を試作・公開した。

○都道府県教育委員会等からの依頼に基づく講師等の派遣実績は以下の通りである。

派遣先種別	機関数	派遣延人数
国、独立行政法人	10 機関	37 人
都道府県、指定都市	57 機関	105 人
市町村	7 機関	10 人

・市販本の発行は、研究成果を普及する上で重要な方法であり、特総研の特別支援教育関係者への影響力は大きいため、また、障害のある児童生徒の保護者への影響力も高いため、積極的に展開すべきである。

特に、3D プリンター、iPad 等を使用した教材の作成の仕方、教材の効果等 ICT 関連はタイムリーであり、ニーズも高く、各県が予算要望する際にも必要な根拠となっていくため、タイミングを逃さないことが必要である。

・都道府県・指定都市等が実施する研修会等へ、依頼に基づき延べ 327 人を派遣し、研究成果の普及を行っており、色々な場面で活躍している。また、実績の多い機関へのアンケート結果は良好であり、研究所としての着実な研究による成果を様々な方法で多方面に提供されている。

大学等	60 機関	87 人
研究会等	63 機関	88 人
合計	197 機関	327 人

また、依頼のあった全機関のうち、派遣実績の多い機関に対し、アンケート調査を実施した。満足度については、「とても満足している」、又は「満足している」との回答があった。また、「当研究職員が行った講義等は、都道府県教育委員会の施策推進や学校現場での実践、教職員の資質・能力の向上等にどう生かされているか」という質問に対し、「在籍校・保護者・関係機関との連携について、国の施策や具体的な例示を交えて講義していただきました。通級指導を担当する教員が日々の取組を振り返り、実態を把握しながら個別の指導や機関連携に当たる必要があるということに改めて気付く機会となりました。また、体験や講義を通して具体的な合理的配慮や指導の優先順位について考えるための視点を身に付けることができたと感じています。」などの回答があった。

#### S 評定の根拠(A 評定との違い)

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

【定量的根拠】

【定性的根拠】

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(小項目)1-4-2】	(2)特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>①インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。</p> <p>イ インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。</p> <p>ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>②特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。</p> <p>イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積する。</p> <p>ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。</p> <p>ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。</p> <p>また、データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。</p> <p>③関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。</p> <p>イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。</p> <p>ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。</p> <p>ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。</p> <p>④海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供</p> <p>イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p> <p>ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		<p><b>実績報告書等参照箇所</b></p> <p>平成25年度事業報告書66～73頁</p>			
<p><b>評価基準</b></p> <p>インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行ったか。</p> <p>イ 研究所のウェブサイトユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p>	<p><b>実績</b></p> <p>○ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮した情報を提供するためアクセシビリティツールの更新を行った。</p> <p>コンテンツについては、研究課題、報告書、紀要等のページの更新を随時行い内容の充実を図った。また、「インクルーシブ教育システム構築支</p>	<p><b>分析・評価</b></p> <p>・研究所ウェブサイトにおいて新たなコンテンツの追加やユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮した改善を行い、特別支援教育に関する情報を提供している。</p>			

<p>ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。</p>	<p>援データベース」の情報へのリンクバナーを新設した。</p> <p>○発達障害教育情報センターウェブサイトの情報提供と発達障害についての理解啓発活動として、以下の事項を行った。</p> <p>1)発達障害教育情報センターウェブサイト内の「教育相談」のコンテンツの見直し 平成24年度から「発達障害のある子どもの支援に役立つQ&amp;A」の内容の見直しを行っているところであり、平成25年度は、上述Q&amp;Aのうち、「子育てで気になることQ&amp;A」(24項目)について、各ライフステージに関する相談内容の充実に向けた内容の見直しを行った。 また、同コンテンツの「身近な相談機関」においては、各都道府県・指定都市の特別支援教育センター等の教育相談の窓口へのリンクの許諾依頼を行った。その結果、49機関から、教育相談窓口のウェブサイトページへ直接リンクを貼ることを許諾された。</p> <p>2)発達障害教育情報センターウェブサイト内のイベント情報の充実 各都道府県・指定都市教育センター等の23機関より、公開で実施されている研修やイベントに関する研修計画を得て、延べ71件の情報を掲載した。</p> <p>3)発達障害教育情報センターの教材展示室の移転に伴い、最新の教材教具の紹介と見やすい、分かりやすい展示方法や構成等を検討し、新たな展示室をオープンさせた。 発達障害教育情報センターの見学者は、平成25年度は総計672名であり、その内訳は当研究所の専門研修受講者、高校生、大学生、現職教員、指導主事、海外の現職教員、文部科学省関係者、国会議員、県・市議会議員等であった。見学者には、当センタースタッフ等がセンターのウェブサイトを紹介し、教材教具・支援機器等に実際に触ってもらい、発達障害についての理解啓発と発達障害教育の重要性を説明した。</p>	<p>・発達障害教育情報センターウェブサイト内の「教育相談」のコンテンツの見直し、発達障害教育情報センターウェブサイト内のイベント情報の充実などにより、発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためウェブサイトから情報提供を充実させつつ実施している。</p>
<p>ハ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。</p>	<p>○国立特別支援教育総合研究所ジャーナルの第3号を、平成26年3月に当研究所のウェブサイトに掲載した。 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル(和文)で提供している情報の概要は以下の通りである。 ・平成25年度に実施した研究課題一覧</p>	<p>・平成26年3月に国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第3号とNISE Bulletin Vol.13を研究所ウェブサイトに掲載し、情報提供を行った。</p>

<p>(基本方針)</p> <p>教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> <p>(基本方針)</p> <p>国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> <p>ニ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度に実施した研究課題の研究成果サマリー</li> <li>・当研究所職員による研究報告</li> <li>・当研究所が実施した諸外国における状況調査の報告</li> <li>・当研究所職員の国際会議・外国調査、学会等参加の報告</li> <li>・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告</li> </ul> <p>NISE Bulletin の Vol.13 を、平成 26 年 3 月に当研究所のウェブサイトに掲載した。</p> <p>NISE Bulletin(英文)で提供している情報の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度に実施した研究課題一覧</li> <li>・平成 24 年度に実施した研究課題の研究成果サマリー</li> <li>・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告</li> <li>・日本の特別支援教育の政策動向</li> <li>・研究紀要掲載論文の要旨</li> </ul> <p>○平成 22 年度まで刊行していた教育相談年報及び世界の特別支援教育を平成 23 年度から国立特別支援教育総合研究所ジャーナルに統合し、当研究所のウェブサイト上に掲載した。</p> <p>○平成 22 年度まで刊行していた英文紀要及び Journal of Special Education in the Asia Pacific (JSEAP)、NISE Newsletter 等の国際交流に関する英文刊行物を平成 23 年度から NISE Bulletin に統合し、当研究所のウェブサイト上に掲載した。</p> <p>○メールマガジンについては、月 1 回配信し、平成 25 年度末までに第 84 号までを配信した。さらに、平成 26 年 2 月には文部科学省と連携し、「平成 26 年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募について」を緊急に周知するための臨時号を配信した。</p> <p>メールマガジンで提供している情報の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度に実施した研究課題の研究成果の要旨</li> <li>・当研究所の事業紹介</li> <li>・当研究所が主催もしくは関係するイベントに関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度から、教育相談年報と世界の特別支援教育を国立特別支援教育総合研究所ジャーナルに統合し、当研究所のウェブサイト上に掲載することにより、インターネットを活用した提供を行っている。</li> <li>・平成 23 年度から、英文紀要及び Journal of Special Education in the Asia Pacific (JSEAP)、NISE Newsletter 等の国際交流に関する英文刊行物を NISE Bulletin に統合し、当研究所のウェブサイト上に掲載することにより、インターネットを活用した提供を行っている。</li> <li>・メールマガジンを月 1 回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供している。</li> </ul>
---	--	--

<p>特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行ったか。</p> <p>イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積する。</p> <p>ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当研究所の職員が国際会議・海外調査で得た諸外国の特別支援教育に関する情報</li> <li>・文部科学省等からの特別支援教育に関する最新のトピックス</li> <li>・当研究所が主催する研修の修了者からの寄稿</li> <li>・各号担当編集主幹からのメッセージ</li> </ul> <p>上記の内容に加え、障害者の権利に関する条約の批准に対応した企画として、平成 26 年 3 月から新連載「インクルーシブ教育システムの構築に向けて」を開始し、同条約の概要や批准までの経緯、当研究所におけるインクルーシブ教育システム構築関連の研究や研修に関する情報等を全 7 回の予定で掲載することとした。さらに、読者にメールマガジン及び当研究所への親しみを深めてもらうため、平成 26 年 3 月から当研究所に関する身近な話題を理事長が紹介するコラム欄を新設した。</p> <p>平成 26 年 3 月末時点でのメールマガジンの登録数は 8,116 件(パソコン版 6,970 件、携帯電話版 1,146 件)である。登録者をより一層増やすために、研究所ウェブサイトにもメールマガジンの案内を掲載するとともに、以下の機会にメールマガジンの案内を配布し、年間を通じて登録募集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所公開、研究所セミナー等、当研究所が主催するイベント</li> <li>・世界自閉症啓発デーシンポジウム等、当研究所が関係するイベント</li> <li>・特別支援教育専門研修ほか、当研究所が主催する研修・協議会</li> <li>・当研究所の施設視察・見学者への配布</li> </ul> <p>○平成 25 年度の図書の増加冊数は購入・製本によるもの 852 冊、寄贈 52 冊で計 904 冊であった。</p> <p>当研究所では、特別支援教育に関連する分野のものを中心に、和洋合わせて 68,247 冊(和書:49,731 冊、洋書:18,516 冊、うち和洋の点字図書:487 冊を含む)の図書を所蔵している。</p> <p>○図書室の利用者に対するアンケート調査結果については、平成 25 年度特別支援教育専門研修受講者及び平成 25 年度都道府県・指定都市教育委員会派遣研究員を対象に実施し、205 名からの回答があり、「必要とする資料・情報を得ることができた」が 185 名(90.2%)であり、85%以上の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度は購入・製本、寄贈により新たに 904 冊の図書・資料等を収集するなど、大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積している。</li> <li>・研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用しており、平成 25 年度のデータベースの新規登録件数は 4,708 件であり、アクセス件数</li> </ul>
---	--	--

満足度を確保した。

図書室の所外利用者は 81 名である。

所外利用者(特に現場の特別支援教育関係者)に当図書室の利用内容について周知するため研究紀要発送の際、各学校・学級、大学・センター等発送先に「外部利用案内」を配布するとともに、各種研修事業等で配布した。

外部からの文献複写受付は、38 件であった。

図書室の利用者に対するアンケート調査(「必要とする資料・情報を得ることができた」の割合)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
割合	96.3%	93.2%	90.2%

ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。

また、データベースアクセス件数を年間 500,000 件以上確保する。

○当研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用した。また、データベースの新規登録件数は、年間 4,708 件であった。

(主要データベース登録件数)

特別支援教育関係文献目録	101,219 件
特別支援教育実践研究課題	53,593 件
所蔵目録	77,091 件
合計件数	231,903 件

データベースへのアクセス件数は、850,908 件(訪問人数)であり、目標である 500,000 件を上回った。アクセス件数の内訳は以下の通りである。

(主要データベースへのアクセス件数)

特別支援教育関係文献目録	8,028 件
特別支援教育実践研究課題	6,197 件
所蔵目録	556,471 件
他の所蔵機関に係る横断検索	155,961 件
法令関係	49,869 件
統計資料	4,491 件
学習指導要領	9,719 件

は、年間目標の 500,000 件を上回る 850,908 件という多くのアクセス件数があり有効と考える。

その他	60,172 件
合計件数	850,908 件

関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図ったか。

イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2013in 横須賀」を開催する。

主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校

共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA

ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。

ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。

○世界自閉症啓発デー2014 シンポジウム本部大会の実行委員として当研究所から4名が参画し、平成26年3月29日に行われた大会には、理事長及び理事が出席するとともに運営委員として所内から13名のスタッフが参加した。

また、当研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催である「世界自閉症啓発デー2013 in 横須賀」を横須賀市障害者週間キャンペーン（主催：横須賀市ボランティア連絡協議会）の関連行事として平成25年12月7日に実施した。当日は、自閉症者が主人公の映画上映、映画場面を引用した自閉症に関するミニ講義、筑波大学附属久里浜特別支援学校卒業生のメッセージなどの内容であった。筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA らと共に広報活動等を行い、当日は161名の参加者があった。

○全国特別支援学校長会理事評議員会、事務局会議にオブザーバーとして参加し、調査研究への協力を推進しつつ、校長間で情報を共有し特別支援教育を推進するためのネットワークのあり方について知見を提供するとともに意見聴取した。

平成25年度は、特別支援学校の基本情報に関する調査の共同実施を行うとともに、校長会の専門部会が実施する調査研究の調査結果についての情報を共有するシステムを構築することができた。また、校長会が発行した「全特長ビジョン」に研究所が提供した資料も掲載された。

○小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて、関連団体等を訪問し、特別支援教育に関わる情報提供についてのニーズの把握や意見聴取を実施した。併せて、特別支援教育についての理解啓発という観点から当研究所の研究所セミナーや専門研究などの諸活動等について紹介した。

平成25年度にニーズの把握や意見聴取を行った関連団体等は、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、全国連合小学校長会、全

・以下の取組により、関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図っている。

世界自閉症啓発デー2014 シンポジウム本部大会の実行委員として当研究所から4名が参画し、平成26年3月29日に行われた大会には、理事長及び理事が出席するとともに運営委員として所内から13名のスタッフが参加しており、日本実行委員会のメンバーとして重要な役割を果たしている。

また、当研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催である「世界自閉症啓発デー2013 in 横須賀」を横須賀市障害者週間キャンペーン（主催：横須賀市ボランティア連絡協議会）の関連行事として平成25年12月7日に実施した。

・全国特別支援学校長会理事評議員会、事務局会議に参加し、校長間で情報を共有し特別支援教育を推進するためのネットワークのあり方について知見提供するとともに意見聴取するとともに、特別支援学校の基本情報に関する調査の共同実施を行った。

・小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて、関連団体等を訪問し、特別支援教育に関わる情報提供についてのニーズの把握や意見聴取を実施した。

<p>海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供</p> <p>イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p>	<p>日本中学校長会、日本私立中学校高等学校連合会、全国高等学校長協会、全国特別支援学級設置学校長協会である。</p> <p>特に、全国特別支援学級設置学校長協会には、調査研究の支援を行うとともに、当研究所が行っている特別支援学級に関する調査についての情報提供を実施した。</p> <p>○諸外国の特別支援教育に係る諸情報の収集については平成 23 年度に、国際調査国別調査班による活動、外国調査研究協力員制度、専門研究等による職員の海外渡航調査、国内の研究者を招聘した講演会等を効率的に組み合わせて、諸外国の情報を計画的・組織的に収集する体制を整備した。平成 25 年度についても、平成 24 年度に引き続き、この体制に基づいて諸外国の情報を収集し、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第 3 号等を通じて情報提供を行った。具体的には以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当研究所の国際調査の実施に関する要項に基づいて調査を行った。対象国は、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、ドイツ、フランス、北欧(スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)、アジア(韓国、中国)である。</li> <li>・外国調査研究協力員は、平成 25 年 1 月からイギリス、イタリア、ノルウェー、韓国、ドイツの 5 か国に依頼しており、本年度についても各国の最新の情報を収集した。</li> <li>・専門研究等で実施した海外渡航調査の所内報告会を実施(対象国は、オランダ、デンマーク、アメリカ、ドイツ、フランスなど)した。</li> <li>・国内研究者(鄭仁豪・筑波大学教授)による韓国における障害のある子どもの教育政策の動向についての講話を平成 25 年 12 月 20 日(金)に実施した。</li> <li>・文部科学省において、平成 25 年 7 月に開催された「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」及び「発達障害のある児童生徒のための施策の在り方等に関する省内 PT」の合同会議において、本研究所からヒアリングを行い、諸外国における特別支援教育について、教員配置と発達障害教育を中心にまとめた資料を提供した。【再掲】</li> </ul> <p>また、当研究所に来所した海外の研究者や行政関係者等(JICA を通じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の取組により、海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供を行っている。</li> <li>諸外国の特別支援教育に係る諸情報の収集については平成 23 年度に、国際調査国別調査班による活動、外国調査研究協力員制度等により、諸外国の情報を計画的・組織的に収集する体制を整備した。</li> <li>平成 25 年度については、この体制に基づいて諸外国の情報を収集し、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル等を通じて情報提供を行った。</li> </ul>
---	---	--

<p>ロ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及び NISE Bulletin をインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。</p> <p>インクルーシブ教育システム構築に向けた取組に資する情報提供システムを稼働させたか。 (平成 24 年度業務実績評価での指摘事項)</p> <p>中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示された方向性を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を果たすための取組を着実に進めていくことが期待される。</p>	<p>た研修の受け入れなどを含めて 16 か国から 60 名)に、日本の特別支援教育の状況等を説明するとともに、特別支援教育に関する情報交換を行った(米国マサチューセッツ大学ボストン校、シンガポール国立教育研究所研修員等)。 【再掲】</p> <p>○当研究所の研究活動及び諸外国における状況調査、日本の特別支援教育の動向や現状を国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第 3 号や NISE Bulletin Vol.13 として Web サイト上で公開した。</p> <p>○中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育の充実」(平成 24 年 7 月)を受け、平成 25 年 11 月に、インクルーシブ教育システム構築支援データベースのウェブサイトを立ち上げ、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載する「関連情報」を開設した。この内容は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システムに関する基礎的情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)、関連する法令・施策、関係用語の解説</li> </ul> </li> <li>・インクルーシブ教育システム構築に関する Q&amp;A <ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ教育システムに関する基本的考え方(9 問)、インクルーシブ教育システム構築に向けて&lt;学校・地方公共団体向け&gt;(12 問)</li> </ul> </li> <li>・その他の関連情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子供の就学に関する手続き、平成 24 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業成果報告書(概要)」、インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果、障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報、諸外国における障害のある子供の教育に関する情報等</li> </ul> </li> </ul> <p>平成 25 年度国立特別支援教育総合研究所セミナー(平成 26 年 1 月 31 日)にて、事業報告として「インクルーシブ教育システム構築支援データベース作成の経過と現状」の報告を行った。</p> <p>報告では、平成 25 年 11 月に開設したウェブサイトリアルタイムで回線を接続し、「関係情報」の内容を紹介するとともに、学校教育におけるインクルーシブ教育システム構築に関するあらゆる情報が集積されていること、都道府県・市町村・学校等での研修で活用できることの説明を行った。</p>	<p>・国際交流に関する刊行物の内容を含む国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第 3 号及び NISE Bulletin Vol.13 を平成 25 年 3 月に掲載し、インターネットを活用しウェブサイトから提供を行った。</p> <p>・中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育の充実」(平成 24 年 7 月)を受け、平成 25 年 11 月に、インクルーシブ教育システム構築支援データベースのウェブサイト立ち上げ、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載する「関連情報」を開設した。</p>
--	---	--

	<p>インクルーシブ教育システム構築支援データベース開設について、刊行物等へのウェブサイト開設の啓発活動を行った。(文部科学省「季刊特別支援教育」No.52、学研教育出版「実践障害児教育」通巻 489 号、慶應義塾大学出版「教育と医学」No.729 等。)</p> <p>今後は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステムを平成 26 年 7 月に公開する予定である。</p>	
<p><b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b></p>		
<p>※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。</p> <p>【定量的根拠】</p> <p>【定性的根拠】</p> <p>※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。</p>		

<p>【(大項目)2】</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>【評定】 A</p>			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。</p> <p>退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。</p> <p>(2)契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。</p> <p>(点検・見直しを行う観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。</li> <li>・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。</li> <li>・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。</li> </ul> <p>(3)給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。並びに国家公務員に関する給与関係法及び人事院規則等も踏まえ、引き続き国家公務員と同等の給与見直しを行う。</p> <p>(4)内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。</p> <p>(5)「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<p>H23 A</p>	<p>H24 A</p>	<p>H25 A</p>	<p>H26</p>
		<p>実績報告書等 参照箇所</p>			
		<p>平成25年度事業報告書74～79頁</p>			
<p>評価基準</p>	<p>実績</p>	<p>分析・評価</p>			
<p>【管理運営の適正化】 (勧告の方向性)</p> <p>管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の</p>	<p>【管理運営の適正化状況】</p> <p>○内部統制の改善・充実や管理事務の集約化を図ること、また高度化、複雑化した会計事務への対応及び財務状況の改善に向け、責任体制をより明確にするため、総務企画課と財務課を設置する総務部の組織再編を実施した。</p> <p>また、当研究所におけるインクルーシブ教育システム構築支援データベースに関わる内容等の開発を円滑に遂行するため、「インクルーシブ教育</p>	<p>・総務企画課と財務課を設置する総務部の組織再編を実施や「インクルーシブ教育システム構築支援データベース開発支援チーム」等の設置を行った。</p> <p>当研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、また、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契</p>			

<p>努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。</p> <p>なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。</p> <p>(独立行政法人改革等に関する基本的な方針)</p> <p>国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターについては、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成 26 年夏までに結論を得て、順次実行に移す。</p> <p>上記 4 法人が保有する宿泊研修施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的な料金体系を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講ずる。</p> <p>また、民間委託の更なる活用、PFI 等により、当該宿泊研修施設の管理・運営コストの削減を図る。</p> <p>なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把</p>	<p>システム構築支援データベース開発支援チーム」を設置した。また、これに関する各種会議の運営事務及び文部科学省との連絡調整等に係る業務を行うため、「インクルーシブ教育システム構築支援データベースに係る総務部支援チーム」を設置した。</p> <p>さらに、平成 24 年度に導入した Web 会議システムを、平成 25 年度においても活用を図り外部機関との会議の利用、契約監視委員会のメール審議など効率的な運営業務を行った。</p> <p>当研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、また、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契約を行い、経費の節減を行っている。</p> <p>さらに、政府及び他の独立行政法人等の取組状況の情報収集を行い、平成 28 年度導入予定の電子計算機システム一式を含め当研究所で官民競争入札等を導入できる事業があるかを検討しているところである。</p> <p>○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)における指摘事項を踏まえ、当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターの 4 法人が、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、4 法人間の連携を推進する場として、「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置し、検討を始めた。</p> <p>また、当研究所の保有資産である東・西研修員宿泊棟の必要性、利用促進に向けた取組と稼働率の向上及び自己収入の拡大を検討する組織として、理事長の下に「宿泊研修施設の活用に関する検討会」を設置し、検討を始めた。</p>	<p>約を行い、経費の節減を行っていることなど、業務の質の維持・向上及び経費の削減の推進を図っている。</p> <p>・管理運営の諸項目全体に渡り、適切な管理施策が行われると共に必要な改善が行われている。その効果として、一般管理費 3%、業務経費 1%改善の目標が大幅に達成されている。</p> <p>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)における指摘事項を踏まえ、当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターの 4 法人が、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、4 法人間の連携を推進する場として、「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置し、検討を始めている。</p> <p>また、当研究所の保有資産である東・西研修員宿泊棟の必要性、利用促進に向けた取組と稼働率の向上及び自己収入の拡大を検討する組織として、理事長の下に「宿泊研修施設の活用に関する検討会」を設置し、検討を始めており、出された基本方針に従い、施策検討が進められているといえる。</p>
---	--	--

握できる定量的な目標を設定する。

【一般管理費・業務経費の対前年度増減】

(単位:千円)

	24年度	25年度	削減割合
一般管理費	179,155	164,335	△8.3%
業務経費	769,303	705,741	△8.3%
合計	948,458	870,076	—

※退職手当及び特殊要因経費を除いた当該年度の予算額である。

【契約の競争性、透明性の確保】

- ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。

【契約に係る規程類の整備及び運用状況】

○契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。

1) 一般競争入札における公告期間・公告方法(会計細則第35条)

2) 指名競争入札限度額(会計規程第52条)

なお、平成25年度においては一般競争の原則を踏まえ、指名競争入札の実績はない。

3) 包括的随契条項又は公益法人随契条項は、設定していない。

4) 予定価格の作成・省略に関する定め(会計規程第56条)

5) 総合評価方式・複数年契約(総合評価方式は、会計規程第57条第2項。複数年契約は、会計細則第65条)

なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった複数年契約については、対象となる契約の要件を示すようにした。

6) 総合評価方式、企画競争及び公募の要領・マニュアル等

平成21年3月17日付けで整備している。「総合評価落札方式活用の手引き」、「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」)

なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった総合評価落札方式における審査等の手続きについて、公平、校正かつ客観性を確保するため外部有識者の関与を必須事項とするよう「総合評価落札方式活用の手引き第三章IV技術審査」を改訂した。

7) 再委託の把握措置

政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成21年12月9日政委第35号)」により指摘

・全体的な管理運営施策の効果として、一般管理費3%、業務経費1%改善の目標が大幅に達成されている。

・契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。またマニュアルや規定などの改廃・制定も適切に行われている。

<p>・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。</p> <p>(会計検査院の会計実地検査での意見(内部統制関連))</p> <p>監査対象である業務ラインに関与する理事が監査・コンプライアンス室長と企画部長を兼</p>	<p>のあった再委託の把握措置について、会計細則第 59 条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。</p> <p>8) 一般競争入札の原則の堅持</p> <p>契約については、原則は一般競争入札とし、競争性のある契約は全て一般競争入札により実施した。</p> <p>入札公告の研究所ホームページへの掲載に際しては、国の基準を超え公告期間を 20 日とするとともに、仕様書も併せて掲載することにより、多くの者が公告を閲覧、入札に参加できるように契約内容を分かり易いようにすることにより入札参加者の増を図った。</p> <p>また、一般競争入札等による調達が予定されると判明した段階で、調達予定情報として調達予定件名、選定の方式及び入札公告予定時期をWebサイトで四半期毎に公表し多くの者が契約に関する情報を閲覧できるように情報提供を行った。</p> <p>9) マイレージの取扱い</p> <p>財務省による平成 21 年度予算執行調査等の結果を踏まえ、出張に係る経費削減に資する観点から、運営費交付金及び競争的資金による出張の際のマイレージについての取扱いに関する基本方針を平成 21 年 12 月 15 日付けで定め、業務出張により取得したマイレージを私的に使用するのではなく、業務上の出張に活用している。</p> <p><b>【執行体制】</b></p> <p>○ 契約の執行について、契約担当役である理事長が行い、その補助者である財務課長、または、契約第一係及び契約第二係が予定価格調書案の作成等必要書類の作成を行った上で契約伺等を起案している。また、締結した契約については、契約監視委員会において契約内容等の点検を行っている。なお、平成 22 年度に会計処理マニュアルを改訂し、契約事務処理の明確化・効率化を通じて執行体制の充実に努めている。</p> <p><b>【審査体制】</b></p> <p>契約審査体制の整備として、監査・コンプライアンス室を設置し、監査業務を実施している。</p> <p>○ 会計検査院の指摘を踏まえ、監査・コンプライアンス室長を理事の兼務となっている企画部長以外の者を充てられるよう要項の改正を行うこととした。</p>	<p>・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、契約担当役である理事長が行い、その補助者である総務課長、または、契約第一係が予定価格調書案の作成等必要書類の作成を行った上で契約伺等を起案し、締結した契約については、契約監視委員会において契約内容等の点検を行う取組を行っていることなどから、体制は整備され、執行等は適切に行われている。</p> <p>・ 監査・コンプライアンス室長を理事の兼務となっている企画部長以外の者を充てられるよう要項の改正を行うこととしており、体制強化も適宜行われている。</p>
---	--	---

務した場合、内部監査の独立性が説明しづら  
いと思われる。

【契約監視委員会の審議状況】

○平成 21 年 12 月 14 日付で契約監視委員会を設置し、契約状況の点  
検・見直しを実施している。なお、審査の強化のため公認会計士の委員を  
平成 23 年度から 1 名増員し、監事 2 名と公認会計士 2 名の 4 名体制で行  
っている。

・契約監視委員会の開催状況

ア) 構 成 監事 2 名、外部有識者(公認会計士) 2 名

イ) 開催状況 第 1 回 平成 26 年 1 月 21 日

第 2 回 平成 26 年 3 月 24 日

【随意契約等見直し計画】

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状  
況や目標達成に向けた具体的取組状況は  
適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

	①平成 20 年 度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月 公表)		③平成 25 年 度実績		②と③の比 較増減 (見直し計 画の進捗状 況)	
	件 数	金額 (千円)	件 数	金額 (千円)	件 数	金額 (千円)	件 数	金額 (千円)
競 争 性 の ある契 約	24	107,77 1	26	123,39 1	16	90,230	△ 10	△ 33,16 1
競 争 入 札	21	100,97 4	25	122,25 9	15	89,092	△ 10	△ 33,16 7
企 画 競 争、 公 募	3	6,797	1	1,132	1	1,138	0	6

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に  
向けた具体的取組状況は適切に行われている。

等									
競争性のない随意契約	6	29,058	4	13,439	3	10,116	△1	△3,323	
合計	30	136,829	30	136,829	19	100,346	△11	△36,483	

【原因、改善方策】

○随意契約等の見直しとして十分な公告期間の確保に努めた。(一般競争入札の公告期間を国の基準では10日以上のところ20日としている。)真にやむを得ない競争性のない随意契約3件(水道、ガス、科学研究費補助金による契約で取扱業者が1社だけのため)を除き、一般競争または公募等としている。

【再委託の有無と適切性】

○政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成21年12月9日政委第35号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第59条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。なお、平成25年度において再委託実績はない。

【一者応札・応募の状況】

	①平成20年度実績		②平成25年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	24	107,771	16	90,230	△8	△17,541
うち、一者応札・	3	6,773	3	20,367	0	13,594

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

(勧告の方向性)

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係

・再委託の把握措置について、会計細則第59条において再委託の把握措置に関する条項を定められている。なお、平成25年度において再委託実績はない。

・契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施されている。

る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

応募となった契約							
一般競争契約	21	100,974	11	70,625	△ 7	△ 30,349	
指名競争契約	0	0	0	0	0	0	
企画競争契約	1	3,775	0	0	△ 1	△ 3,775	
公募	2	3,022	1	1,138	△ 1	△ 1,884	
不落随意契約	0	0	1	18,467	1	18,467	

**【原因、改善方策】**

○契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一般応札・応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については、真にやむを得ないものに限るとともに、1 者応札・応募については①入札参加要件の緩和（必要最小限の競争参加資格の等級にしている。）、②詳細な調達情報の提供（調達予定あらかじめウェブサイトに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をウェブサイトに掲載）、③十分な公告期間の確保等（一般競争入札の公告期間を国の基準を超えて20日にしている。）等の見直しを行った。しかしながら、電気の入札においては、政府調達による入札であったが1 者応札となり、視覚情報システムネットワークメンテナンスの入札においては、システムを開発した業者のみの1 者応札となり、電子複写機の賃貸借・保守の入札においては、1 者応札となった。

また、庁舎等警備業務の入札においては、過去の入札実績を踏まえ予定価格を算定したが不落随意契約となった。

これらについては、契約監視委員会で点検・見直しを行い、妥当と判断された。

**【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】**

○入札参加要件は、必要最小限の競争参加資格の等級としており、制限的な応札条件は設定していない。

<p><b>【関連法人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。</li> </ul> <p><b>【会費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか（特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの）。</li> <li>会費の支出に見合った便宜が与えられているか、また、金額・口座・種別等が必要最低限のものとなっているか（複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費については集約できないか）。</li> <li>監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行っているか。</li> <li>公益法人等に対し会費（年 10 万円未満のものを除く。）を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項を公表しているか。</li> </ul> <p><b>【給与水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> <li>法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</li> <li>国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与</li> </ul>	<p><b>【関連法人の有無】</b></p> <p>○なし</p> <p><b>【会費の見直し状況】</b></p> <p>○本研究所から公益法人等に対する会費支出については、「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会費支出の基準について（通知）」（24 文科総第 4 号 平成 24 年 4 月 5 日）を受けて、運営費交付金による会費の支出に当たっては、次の 3 つの観点から具体的かつ明確に説明できるものに限定する旨の所内基準を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①研究所の業務と密接な不可分な関係にあること。</li> <li>②その支出によって研究所全体の業務の効率化、質の向上に資すること。</li> <li>③支出する額がそれにより得られる便益に見合っていること。</li> </ol> <p>この基準により、役職員は、公益法人等に対する会費支出を請求する際には、その都度、支出先、名目・趣旨、支出金額等が分かる文書を作成し、理事長までの決裁を得ることとし、監事は、会費支出について十分な精査を行うこととしている。</p> <p>平成 25 年度においては、この基準により、6 者の公益法人等に対し会費を支出した。なお、会費支出状況を四半期ごとにウェブサイトで公表することとしているが、上記の 6 者の公益法人等に対しての会費はいずれも年 10 万円未満のため、公表は行っていない。</p> <p><b>【ラスパイレス指数(平成 25 年度実績)】</b></p> <p>○国家公務員の給与水準との比較指標であるラスパイレス指数は、研究職員で 88.9%、事務・技術職員で 94.7%である(平成 25 年度)。</p> <p>役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に準拠しており、国と異なる諸手当等も設けておらず、国家公務員と同等の基準としている。</p> <p>平成 25 年度の役職員給与に関して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①役員給与に関しては、平成 24 年度に続き、国家公務員と同等の給与減額措置を実施した。</li> <li>②職員給与に関しては、平成 24 年度に続き、国家公務員と同等の給与減</li> </ol>	<p>・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。</p> <p>・会費の支出については、政府方針等を踏まえ、具体的かつ明確に説明できるものに限定する旨の所内基準を定めており、役職員は、公益法人等に対する会費支出を請求する際には、その都度、支出先、名目・趣旨、支出金額等が分かる文書を作成し、理事長までの決裁を得ることとし、監事は、会費支出について十分な精査を行うこととしているなど、適切に見直しが行われている。</p> <p>また、役員会(監事を含む)において、この基準により、これまで支出実績のある相手方について精査を行い、全ての観点から、具体的かつ明確にできるものであり、会費を支出しなければならない必要性はあると判断し、6 者の公益法人等に対し会費を支出した。なお、会費支出状況を四半期ごとにウェブサイトで公表することとしているが、上記の 6 者の公益法人等に対しての会費はいずれも年 10 万円未満のため、公表は行っていない。</p> <p>以上のことから、適切な管理運営が行われているといえる。</p> <p>・国家公務員の給与水準との比較指標であるラスパイレス指数は、研究職員で 88.9%、事務・技術職員で 94.7%であり(平成 25 年度)、国家公務員の給与水準と比較して給与水準は高くなく、社会的な理解の得られる水準となっている。</p> <p>役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に準拠しており、国と異なる諸手当等も設けておらず、国家公務員と同等の基準としており、水準の適切性に関して検証されている。</p>
---	--	---

<p>水準の適切性に関して検証されているか。 (勧告の方向性)</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、木法水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p><b>【諸手当・法定外福利費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</li> </ul> <p><b>【法人の長のマネジメント】</b> (リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</li> </ul> <p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底してい</li> </ul>	<p>額措置を行うとともに、平成25年4月1日付けで次の通り号俸の調整を行った。</p> <p>平成25年4月1日(調整日という)において、31歳以上37歳未満の職員のうち平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日までの3回の昇給が抑制されていた期間(当時は本来の昇給号俸数より1号俸抑制されていた)のうちいずれか2回以上、昇給が抑制されていた職員又は、調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、前記3回の昇給抑制期間のうちいずれか1回抑制されていた職員について、1号俸(特に調整の必要のある者については2号俸)上位の号俸に調整した。</p> <p><b>【福利厚生費の見直し状況】</b></p> <p>○法定外福利費については、レクリエーションを実施していないことから、レクリエーション経費の支出実績はない。法定外福利費の支出としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境測定に係る経費、役員の傷害保険を支出している。</p> <p><b>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</b></p> <p>○法人における予算・人事等の決定については、各部への権限の委任はしておらず理事長自らが行うこととしている。</p> <p>法人の長のリーダーシップを発揮するための取組として、総予算額の2%程度の理事長裁量経費を設け、中期目標・中期計画の実現に向け、機動的・弾力的に運用している。</p> <p>法人の長の補佐体制については、企画部長を兼務している理事の役割がある。理事は企画部長を兼ねるとともに、教育支援部、教育研修・事業部、教育情報部、総務部の業務について、適切な指導及び監督を行っている。また、理事長が主宰し、理事・各部長・各上席総括研究員・各課長が構成員となっている総合調整会議において、当研究所の重要事項を審議、報告し理事長としての意見を伝えるとともに各部の意見を聴取している。</p> <p><b>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】</b></p> <p>○組織にとって重要な情報等については、文部科学省と連絡を密にして政策的に重要な情報を把握するとともに、各都道府県教育委員会、教育センター、校長会等と連携協力することにより、現場における特別支援教育に</p>	<p>・法定外福利費については、レクリエーションを実施していないことから、レクリエーション経費の支出実績はない。また、適宜、見直しを行っている。</p> <p>・法人における予算・人事等の決定は理事長自らが行うこととしていること、理事長裁量経費を設け、中期目標・中期計画の実現に向け、機動的・弾力的に運用していること、理事長ヒアリングの内容などから、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能している。</p> <p>・組織にとって重要な情報等については、文部科学省と連絡を密にして政策的に重要な情報を把握している。ミッションの役職員への周知徹底については、ミッションを掲載した研究</p>
--	---	--

<p>るか。</p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。</li> </ul> <p>(勧告の方向性)</p> <p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。</p>	<p>についての重要な情報の把握に努めている。</p> <p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況*】</p> <p>○役職員に対するミッションの周知については、ミッションを掲載した研究所要覧を全職員に配付するとともに、職員研修等において、機会ある度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、組織全体に浸透させている。</p> <p>総合調整会議において情報共有を図るほか、理事長・理事による全研究員との面談を行うなどして、意思の疎通を図っている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク<sup>*1</sup>)の把握<sup>*2</sup>状況】</p> <p>○毎週、研究所内において実施している各部の部会において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、担当部長から総合調整会議に報告するとともにその課題を識別・評価することにより、組織全体で取り組むべき課題として理事長が把握している。</p> <p>組織全体として取り組むべき重要な課題は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自然災害(地震、津波、風水害等)や火災、爆発、事故等の災害によるものは、その規模や発生原因の検証などで把握に努めている。</li> <li>② 情報セキュリティに係るものは、外部からの不正アクセスによるデータ改ざん、メール添付のウイルスソフトによる情報の流出防止などに努めている。</li> <li>③ 雇用や人材育成に係る(セクハラ、パワハラ等)ものは、職場環境、人間関係など発生原因が多岐にわたるため、日頃から把握に努めている。</li> <li>④ 職場の安全管理等に係るものは、職員の健康管理や職場環境の改善・保持などに努めている。</li> <li>⑤ 研究活動上の不正行為(データの捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など)の防止に努めている。</li> </ol> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応*状況】</p> <p>○毎週、研究所内において実施している各部の部会において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、担当部長から総合調整会議に報告するとともにその課題を識別・評価することにより、組織全体で取り組むべき課題として理事長が把握し、対応している。なお、至急に対応すべき事案があ</p>	<p>所要覧を全職員に配付していること、職員研修等において、機会ある度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、ミッションを組織全体に浸透させている。</p> <p>・法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクについて、①自然災害(地震、津波、風水害等)や火災、爆発、事故等の災害等については、本研究所防災規程の見直しを図るべく検討し、防災マニュアルの見直しを行ったこと、②情報セキュリティ対応については、セキュリティ意識の向上及び被害を未然に防止することを目的として、情報セキュリティの概念と用語及び具体的な事象と対策などを内容とするeラーニング形式の研修を全職員に対して実施したこと、③雇用・人材育成に係るリスク(セクハラ、パワハラ等)については、内部の「セクシャル・ハラスメント等の防止等に関する規程、同規程の実施について」により、所内で「セクシャルハラスメント等相談員」を指名し、事前防止の対策を行っていること、④職場安全・衛生管理に係るリスク(安全衛生法違反等)については、内部の「職員健康管理規程」により、所内衛生委員会を設置し、毎月開催する衛生委員会にて職員の健康管理、職場環境の点検などを常時行っていること⑤研究活動上の不正行為については、内部の「研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」により、研究活動上の不正行為(捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など)の防止のため、研究者や職員への注意喚起、新規採用職員への研修などを通じて一層の理解と周知徹底を行ったことなど、把握・対</p>
--	---	--

	<p>った時は、直ちにそのリスクを回避すべき措置を執っている。また、理事長への直接の相談等によっても、その都度対応している。</p> <p>重要な課題に対する対応状況は以下のとおり。</p> <p>① 自然災害(地震、津波、風水害等)や火災、爆発、事故等の災害については、防災マニュアルを所内のイントラネット上に掲載し周知徹底を図ると共に、新任職員に対しても新任職員研修において説明を行っている。また、災害発生時に必要となる非常用食糧や防災用品の充実を図った。</p> <p>② セキュリティ意識の向上及び被害を未然に防止することを目的とした、情報セキュリティの概念と用語及び具体的な事象と対策などを内容とするeラーニング形式の研修を、平成25年度新任職員を対象に平成25年6月～8月に実施した。</p> <p>併せて、平成26年2月には外部有識者に講師を依頼して「最近のサイバー攻撃事案傾向等について」というテーマで集合研修を実施し、職員が情報セキュリティの重要性を強く認識することを図った。研修後に実施したアンケートでは、全ての回答者から情報セキュリティに関して意識が向上したとの回答があり、定期的な研修の開催を求める意見も多かった。</p> <p>また、情報セキュリティポリシーの必要事項の改定を行った。</p> <p>さらに、外部専門業者がサービス提供しているネットワーク脆弱性診断を実施した。診断結果にて指摘された問題点については、保守委託契約を締結している業者にも協力を仰ぎ、設定変更やプログラムの更新等の対策を講じており、情報セキュリティ事故が発生するリスクを軽減できた。</p> <p>③ 雇用や人材育成に係るリスク(セクハラ、パワハラ等)への対応として、「セクシャル・ハラスメント等の防止等に関する規程」、「同規程の実施について」により、セクシャル・ハラスメント等相談員の指名を行うとともに、職員向けの研修を行うことでリスクへの事前防止の対策を行っている。</p> <p>④ 職場の安全・衛生管理に係るリスク(安全衛生法違反等)については、「職員健康安全規程」により、所内衛生委員会を設置し、毎月開催する衛生委員会にて職員の健康管理、職場環境の点検などを常時行うとともに、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策について、産業医による情報提供や注意喚起などを行った。</p> <p>⑤ 研究活動上の不正行為については、「研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」により、研究活動上の不正行為(捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など)の防止のため、研究者や職員へ</p>	<p>応の取組を行っている。</p> <p>また、内部統制については、毎週、研究所内において実施している各部の部会において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、担当部長から総合調整会議に報告するとともにその課題を識別・評価することにより、組織全体で取り組むべき課題として理事長が把握し、対応することとしており、充実・強化に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、リスクの認定・分類と対応が適切に行われているといえる。</p>
--	--	--

<p>・ その際、中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。</p> <p>（内部統制の現状把握・課題対応計画の作成）</p> <p>・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。</p> <p><b>【監事監査】</b></p> <p>・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。</p>	<p>の注意喚起、新規採用職員への研修などを通じて一層の理解と周知徹底を行った。平成 25 年度は、当研究所の公的研究費の運営及び管理・監査体制の主体的改善・充実を一層促進することを目的として、文部科学省担当官を講師に、平成 26 年 2 月に改正の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正素案の内容等について、公的研究費の運営・管理に関する研修会を開催した。職員自身が取り扱う公的研究費のルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるのかなどについて意識を高めた。</p> <p><b>【未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況】</b></p> <p>○中期目標・中期計画の達成に向け、各部から年度計画の策定や進捗状況について、具体的実施内容、スケジュールの把握（ヒアリング）を行い、進捗が芳しくない項目（業務）については、原因を分析し、対応策を検討し、実行している。</p> <p><b>【内部統制のリスクの把握状況】</b></p> <p>○内部統制のリスクの把握状況については、毎週、研究所において実施している各部の部会（部所属の全研究職員等が出席）において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、これを受けて、総合調整会議において各業務・事業担当と課題の整理、リスクの把握を図ることとしている。また、理事長が日常的に職員に対して積極的な声掛けをするなどして、職員から積極的に研究所が抱える課題等について報告や相談・提言等がなされるようにしている。それに加え理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室は内部監査を実施し、その結果を理事長に報告することなどの取組により、内部統制のリスク等を把握するようになっている。</p> <p><b>【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】</b></p> <p>○理事長が把握した内部統制のリスクがあった場合は、案件に応じて、各部等に対し、調査或いは必要な措置を講ずるよう指示している。</p> <p><b>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</b></p> <p>○監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施しており、この監査に資するため役員会において法人運営についての意見交換</p>	<p>・中期目標・中期計画の達成に向け、各部から年度計画の策定や進捗状況について、具体的実施内容、スケジュールの把握（ヒアリング）を行い、進捗が芳しくない項目（業務）については、原因を分析し、対応策を検討し、実行している。</p> <p>・内部統制のリスクの把握状況については、毎週、研究所において実施している各部の部会（部所属の全研究職員等が出席）において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、これを受けて、総合調整会議において各業務・事業担当と課題の整理、リスクの把握を図ることとしている。また、理事長が日常的に職員に対して積極的な声掛けをするなどして、職員から積極的に研究所が抱える課題等について報告や相談・提言等がなされるようにしている。それに加え理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室は内部監査を実施し、その結果を理事長に報告することなどの取組により、内部統制のリスク等を把握するようになっている。</p> <p>理事長が把握した内部統制のリスクがあった場合は、案件に応じて、各部等に対し、調査或いは必要な措置を講ずるよう指示している。</p> <p>・監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施し、この監査に資するため役員会において監事と法</p>
--	--	--

<p>・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。</p> <p>【情報セキュリティ対策】 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進したか。 (平成24年度業務実績評価での指摘事項) 研究活動、研究成果の普及、人材育成のため研修等において情報システムが基盤となっており、情報セキュリティの重要性を強く認識した機能の強化、研修等の活動が行われている。引き続き、組織全体で情報セキュリティ対策の推進に努めていくべきである。</p>	<p>を行うこととしている。</p> <p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】 ○監事監査は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき実施しており、改善点等がある場合は理事長を含む役員にも報告される。</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】 ○監事監査報告書において、改善等が必要と認められる事項があった場合には、理事長が速やかに是正或いは改善の措置を講ずることとしている。また、理事長は改善等措置の状況については、監事に報告することとしている。</p> <p>○セキュリティ意識の向上及び被害を未然に防止することを目的とした、情報セキュリティの概念と用語及び具体的な事象と対策などを内容とするe ラーニング形式の研修を、平成25年度新任職員を対象に平成25年6月～8月に実施した。 併せて、平成26年2月には外部有識者に講師を依頼して「最近のサイバー攻撃事案傾向等について」というテーマで集合研修を実施し、職員が情報セキュリティの重要性を強く認識することを図った。研修後に実施したアンケートでは、全ての回答者から情報セキュリティに関して意識が向上したとの回答があり、定期的な研修の開催を求める意見も多かった。 また、情報セキュリティポリシーの必要事項の改定を行った。 さらに、外部専門業者がサービス提供しているネットワーク脆弱性診断を実施した。診断結果にて指摘された問題点については、保守委託契約を締結している業者にも協力を仰ぎ、設定変更やプログラムの更新等の対策を講じており、情報セキュリティ事故が発生するリスクを軽減できた。</p> <p>【再掲】</p>	<p>人運営についての意見交換を行うこととしており、これらの取組から、法人の長のマネジメントについて留意がなされている。</p> <p>・監事監査は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき実施しており、改善点等がある場合は理事長を含む役員にも報告されている。</p> <p>・監事監査報告書において、改善等が必要と認められる事項があった場合には、理事長が速やかに是正或いは改善の措置を講ずることとしている。また、理事長は改善等措置の状況については、監事に報告することとしている。</p> <p>・セキュリティ意識の向上及び被害を未然に防止することを目的とした、情報セキュリティの概念と用語及び具体的な事象と対策などを内容とするe ラーニング形式の研修を、平成25年度新任職員を対象に平成25年6月～8月に実施した。 平成26年2月には外部有識者に講師を依頼して「最近のサイバー攻撃事案傾向等について」というテーマで集合研修を実施し、職員が情報セキュリティの重要性を強く認識することを図った。 また、情報セキュリティポリシーの必要事項の改定を行った。 さらに、外部専門業者がサービス提供しているネットワーク脆弱性診断を実施した。</p>
<p><b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b></p>		

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

【定量的根拠】

【定性的根拠】

※A評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(大項目)3】	Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画	【評定】 A																																											
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H23 A	H24 A	H25 A	H26																																								
		実績報告書等 参照箇所																																											
		平成25年度事業報告書79～81頁																																											
評価基準	実績	分析・評価																																											
【収入】	<p>【平成 25 年度収入状況】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="651 550 1478 1085"> <thead> <tr> <th>収入</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>883,188</td> <td>883,188</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 年度運営費交付金</td> <td>39,783</td> <td>39,783</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>21,011</td> <td>21,011</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄付金収入</td> <td>0</td> <td>35,956</td> <td>35,956</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>4,545</td> <td>11,582</td> <td>7,037</td> <td></td> </tr> <tr> <td>科研費間接経費</td> <td>7,554</td> <td>7,554</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>956,081</td> <td>999,074</td> <td>42,993</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な増減理由】 ○収入の増は、主に寄附金収入があったことによる。</p>	収入	予算額	決算額	差引増減額	備考	運営費交付金	883,188	883,188	0		24 年度運営費交付金	39,783	39,783	0		施設整備費補助金	21,011	21,011	0		寄付金収入	0	35,956	35,956		雑収入	4,545	11,582	7,037		科研費間接経費	7,554	7,554	0		計	956,081	999,074	42,993					
収入	予算額	決算額	差引増減額	備考																																									
運営費交付金	883,188	883,188	0																																										
24 年度運営費交付金	39,783	39,783	0																																										
施設整備費補助金	21,011	21,011	0																																										
寄付金収入	0	35,956	35,956																																										
雑収入	4,545	11,582	7,037																																										
科研費間接経費	7,554	7,554	0																																										
計	956,081	999,074	42,993																																										
【支出】	<p>【平成 25 年度支出状況】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="651 1236 1478 1476"> <thead> <tr> <th>支出</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>164,437</td> <td>239,819</td> <td>△75,382</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、人件費</td> <td>135,438</td> <td>148,463</td> <td>△13,025</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、物件費</td> <td>28,999</td> <td>91,356</td> <td>△62,357</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業経費</td> <td>772,017</td> <td>669,405</td> <td>102,612</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、人件費</td> <td>533,399</td> <td>412,354</td> <td>121,046</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支出	予算額	決算額	差引増減額	備考	一般管理費	164,437	239,819	△75,382		うち、人件費	135,438	148,463	△13,025		うち、物件費	28,999	91,356	△62,357		事業経費	772,017	669,405	102,612		うち、人件費	533,399	412,354	121,046															
支出	予算額	決算額	差引増減額	備考																																									
一般管理費	164,437	239,819	△75,382																																										
うち、人件費	135,438	148,463	△13,025																																										
うち、物件費	28,999	91,356	△62,357																																										
事業経費	772,017	669,405	102,612																																										
うち、人件費	533,399	412,354	121,046																																										

うち、物件費	238,618	257,051	△18,433
施設費	21,011	21,011	0
寄付金	3,080	3,380	△300
科研費間接経費	7,554	7,549	5
計	968,099	941,164	26,935

※千円未満の端数については、四捨五入で表示している。

【主な増減理由】

○一般管理費に係る人件費支出の増は、主に組織変更に伴う人員配置の影響、事業経費に係る人件費支出の減は、主に当初予定していた職員の採用を見送ったことによる。

一般管理費、事業経費に係る物件費支出の増は、設備等の経年劣化等への対応を実施したこと、新規事業の実施に伴い事業活動が増加したことによる。

【収支計画】

【平成 25 年度収支計画】 (単位:千円)

区分	計画額	実績額	差引増減額
費用の部	887,733	924,439	36,706
収益の部	887,733	927,667	39,934
計	1,775,466	1,852,106	76,640

【主な増減理由】

○増となった要因は、計画額(予算額)が平成 24 年度と比較して約△10%となったが、設備等の経年劣化等への対応を実施したことにより、費用が増加したことによる。なお、実績額を平成 24 年度と比較すると、費用の部、収益の部とも平成 24 年度と比較してそれぞれ約△6%となっている。

・比較損益計算書を見ると、適正と見られる。

【資金計画】

【平成 25 年度資金計画】 (単位:千円)

区分	計画額	実績額	差引増減額
資金支出	908,744	941,163	32,419
資金収入	908,744	999,074	90,330

【主な増減理由】

○支出の増は、主に事業活動などの充実による。

収入の増は、主に寄附金収入、科研費間接経費の獲得による。

<p><b>【財務状況】</b>  (当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。</li> <li>・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。</li> </ul> <p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</li> <li>・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。</li> </ul> <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</li> <li>・ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。</li> </ul>	<p><b>【当期総利益(当期総損失)】</b>  ○当期総利益 3,228,086 円  平成 25 年度事業活動による。</p> <p><b>【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】</b>  ○会計処理で生じるファイナンス・リース影響額が 2,807,540 円であり、自己収入の未使用分は、420,546 円である</p> <p><b>【利益剰余金】</b>  ○利益剰余金 6,422,620 円  会計処理で生じるファイナンス・リース影響額が 5,767,994 円であり、自己収入の未使用分は 654,626 円である。</p> <p><b>【繰越欠損金】</b>  ○なし</p> <p><b>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</b>  ○運営費交付金債務の未執行率 3.0%  平成 25 年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、当研究所で確保した自己都合退職手当の残高であり、平成 25 年度計画の事業で未実施のものはない。  運営費交付金債務残高については、平成 26 年度の国や教育現場の喫緊の課題に対応した研究の実施、自己都合退職者の退職手当、施設の修繕費用に充て収益化する予定。</p> <p><b>【業務運営に与える影響の分析】</b>  ○年度計画の事業で未実施のものはなく、業務運営に与える影響はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされている。</li> <li>・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は、会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額等によるものであり、法人の業務運営に問題等があることによるものではない。</li> <li>・ 過大な利益となっていない。</li> <li>・ 繰越欠損金はない。</li> <li>・ 未執行率は 3.0%であり、高くない。また当研究所で確保した自己都合退職手当の残高であり、理由は明らかにされている。</li> <li>・ 年度計画の事業で未実施のものはなく、運営費交付金の未執行が業務運営に与える影響はない。</li> </ul>
--	--	--

<p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。</li> </ul>	<p><b>【溜まり金の精査の状況】</b></p> <p>○精査の結果なし</p>	<p>・精査した結果、いわゆる溜まり金はなかった。</p>
<p><b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b></p>		
<p>※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。</p> <p><b>【定量的根拠】</b></p> <p><b>【定性的根拠】</b></p> <p>※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。</p>		

【(大項目)4】 IV 短期借入金の限度額		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>限度額3億円</p> <p>短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。</p>		H23	H24	H25	H26
		—	—	—	
		実績報告書等 参照箇所			
		平成25年度事業報告書81頁			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> <li>短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。</li> </ul>	<p>【短期借入金の有無及び金額】</p> <p>○なし。</p> <p>【必要性及び適切性】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期借入金はない。</li> </ul>			
<b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b>					
<p>※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。</p> <p>【定量的根拠】</p> <p>【定性的根拠】</p> <p>※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。</p>					

【(大項目)5】 V 重要な財産の処分等に関する事項		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。</p> <p>(2)職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。</p>		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>			
		平成25年度事業報告書81頁			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・ 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。</p> <p>【実物資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。</p>	<p>【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>○保有している財産は、研究所の業務に必要なものであり、処分に関する計画はない。</p> <p>【実物資産の保有状況】</p> <p>① 実物資産の名称と内容、規模</p> <p>○国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟 国立特別支援教育総合研究所研修棟 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟 国立特別支援教育総合研究所防災用品備蓄倉庫</p> <p>② 保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等)</p> <p>○国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟:本研究所の本部業務、研究活動に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修棟:本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟:本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所防災用品備蓄倉庫:本研究所の防災用品備蓄倉庫として必要な施設である。</p>	<p>・処分に関する計画はない。</p> <p>・実物資産について、研究管理棟、センター棟、研修棟、研修員宿泊棟は研究所の日々の業務を実施するために必要な資産であり、規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切である。</p> <p>・全般的に適切に管理運営されている。</p>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</li> <li>・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。 (勧告の方向性)</li> <li>・研究連絡スペースとして東京都内に設置しているリエゾンオフィスについては、既存の施設は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するものとする。</li> <li>・保有資産については、上記に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。 また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国</li> </ul>	<p>③ 有効活用の可能性等の多寡 ○本部業務、研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動に必要であり有効に使用している。</p> <p>④ 見直し状況及びその結果 ○職員研修館は平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>⑤ 処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況 ○職員研修館は平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況 ○リエゾンオフィス(芝浦)については、平成 22 年度限りで廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減(45 m<sup>2</sup>→20 m<sup>2</sup>)した上で、学術総合センターに他機関と共に集約化した。 職員研修館(鉄筋コンクリート造、平屋建、131 m<sup>2</sup>)は昭和 46 年度に当研究所の設立に併せ、主として研修・講習事業の実施の際の外部講師及び研究目的で来所する外部研究者のための宿泊施設として設置したものであるが、その必要性について検討した結果、宿泊施設としての役割を終えたと判断した。 しかし、本施設の設置位置が公道と接していない敷地内に設置されているため売却が困難であり、また、鉄筋コンクリート造で建築されたもののため平成 23 年度期末簿価より解体費用が高くなることが見込まれたことから、当該施設を防災用品備蓄倉庫として有効利用を図ることとし、平成 24 年度に転用した。 なお、職員宿舎は、保有していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修館は見直しの結果平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</li> <li>・政府方針を踏まえて、リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減(45 m<sup>2</sup>→20 m<sup>2</sup>)した上で、学術総合センターに他機関と共に集約化したこと、職員研修館は、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫としたことなどから、法人の見直しが適時適切に実施されている。 なお、職員宿舎は、保有していない。</li> </ul>
---	--	--

への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進めているか。

(基本方針)

職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。

リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。

(資産の運用・管理)

・実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。

⑦基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

○研究管理棟は、研究活動、教育相談活動、所内外の会議、管理的業務等、各種業務を行うための施設である。

センター棟は、情報普及活動のために必要な電子計算機室(サーバ室含む。)、図書室等の施設である。

研修棟は、研修事業実施のため研修講義用の講義室が配置されている施設である。

研修員宿泊棟は、当研究所の研修事業は宿泊型であり研修受講者のための宿泊施設である。

研修棟・研修員宿泊棟の利用状況は、特別支援教育専門研修(約2か月)を年3回、各種協議会(各2日)を年4回実施し、延日数は203日、延人数は533名が研修施設を使用している。なお、外部への貸出しを実施しており、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸し出ししている。

その他の施設については、自然災害に対応するための防災用品備蓄

・実物資産について、研究管理棟、センター棟、研修棟、研修員宿泊棟は研究所の日々の業務を実施するために必要な資産であり、これらについて利用状況は把握され、必要性等は検証されている。

<p>(会計検査院の会計実地検査での意見(内部統制関連))</p> <p>減損の判定にあたり、貴法人の「建物における使用可能性について」という基準を利用しているが、当該基準については、規程として正式な手続きを経ていないことから、法人として報告する財務諸表の信頼性を確保するため、規程や細則として正式に整備すべきである。</p> <p>・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。</p> <p><b>【金融資産】</b> (保有資産全般の見直し)</p> <p>・金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模</p>	<p>倉庫、上記研究管理棟等の施設を維持するための電気室、変電室などの基礎的な施設である。</p> <p>これらの資産は、研究所の業務を実施するために必要な資産である。</p> <p>○減損の判定については、所内の取り扱いとして「建物における使用可能性について」という基準を利用し実施していたが、必要な手続きを行い、対応した。</p> <p>⑧見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況</p> <p>○見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。</p> <p>⑨ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組</p> <p>○保有資産の有効活用、自己収入の増大を図るため、資産貸付料収入の見直し、出版権の設定を行っている。</p> <p>・資産貸付料については、平成 24 年度から平成 27 年度の間、段階的に改定することとした。</p> <p>・出版権の設定については、研究成果のうち教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んで、印刷部数に応じた収入を得ている。</p> <p><b>【金融資産の保有状況】</b></p> <p>○金融資産については、平成 25 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p>	<p>・減損の判定については、所内の取り扱いとして「建物における使用可能性について」という基準を利用し実施していたが、必要な手続きを行い、対応した。</p> <p>・実物資産について、見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。</p> <p>・資産貸付料については、平成 24 年度から平成 27 年度の間、段階的に改定すること、ガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んでいることなどから、実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切である。</p> <p>・金融資産については、保有していない。</p>
---	---	---

<p>は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</li> </ul> <p>(会計検査院の会計実地検査での意見(内部統制関連))</p> <p>手持ち現金の管理について、現金を数えた上で、現金金種表を作成し、現金出納簿との一致を確認しているが、今後は当該入出金がより適切に管理する必要がある。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金の運用状況は適切か。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金の運用体制の整備状況は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融資産の名称と内容、規模 該当なし</li> <li>② 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性) 該当なし</li> <li>③ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 該当なし</li> <li>④ 金融資産の売却や国庫納付等の取組状況／進捗状況 該当なし</li> </ul> <p>○現金での取引が1週間に1回程度であることを勘案し、手持ち現金の確認(現金出納簿との突合、金種表の作成)については、従前は月1回担当者が確認を行い、その後、担当以外の者がその内容について確認を行っていたが、これを担当以外の者を含め複数者で同時に確認を行うこととし、内部牽制がより確実なものとなるよう改善を図った。</p> <p><b>【資金運用の実績】</b></p> <p>○金融資産については、平成25年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p><b>【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】</b></p> <p>○なし</p> <p><b>【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】</b></p> <p>○なし</p> <p><b>【資金の運用体制の整備状況】</b></p> <p>○金融資産については、平成25年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の売却や国庫納付等の予定はない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>手持ち現金の確認(現金出納簿との突合、金種表の作成)については、これを担当以外の者を含め複数者で同時に確認を行うこととし、内部牽制がより確実なものとなるよう改善を図った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金が少額であるため運用は行われておらず、この判断は適切と考える。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用を行っていない。</li> </ul>
---	---	--

<p>・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。</p> <p>(債権の管理等)</p> <p>・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。</p> <p>・ 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。</p> <p>・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。</p> <p>・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p>	<p>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】 ○資金を運用していない。</p> <p>【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】 ○平成 26 年 6 月末までに、全て回収している。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】 ○なし。少額の未収金であり、毎年 6 月末頃までに、回収されているため、計画は定めていない。</p> <p>【回収計画の実施状況】 ○なし</p> <p>【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】 ○該当なし</p> <p>【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】 ○該当なし</p> <p>【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】 ○該当なし</p> <p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】 ○知的財産については、特許権は保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と出版契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。 平成 25 年度の出版権収入は 1,686 千円(24 年度:1,662 千円)と、前年度比 24 千円増(1.1%増)であった。</p> <p>【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】 ○現在、整理を行うこととなっている知的財産はない。</p>	<p>・運用を行っていない。</p> <p>・貸付金、未収金等の債権について、平成 26 年 6 月末までに、全て回収している。</p> <p>・貸付金、未収金等の債権は少額であり、毎年 6 月末頃までに、回収が完了するため、計画は定めていない。</p> <p>・計画は定めていない。</p> <p>・回収計画はない。</p> <p>・研究所が所有する著作権については出版社と出版契約を交わし適切に管理されている。</p> <p>・整理を行うこととなっている知的財産はない。</p>
---	---	---

<p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。</li> <li>・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。</li> </ul>	<p>【出願に関する方針の有無】</p> <p>○多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>【出願の是非を審査する体制整備状況】</p> <p>○当研究所に発明委員会を組織し、同委員会において、職務発明等に係る知的財産の管理等を行うこととしている。</p> <p>【活用に関する方針・目標の有無】</p> <p>○多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】</p> <p>○当研究所に発明委員会を組織し、同委員会において審議する。</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <p>① 原因・理由</p> <p>○知的財産については、保有していない。</p> <p>② 実施許諾の可能性</p> <p>○該当なし</p> <p>③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性</p> <p>○該当なし</p> <p>④ 保有の見直しの検討・取組状況</p> <p>○該当なし</p> <p>⑤ 活用を推進するための取組</p> <p>○知的財産については、特許権は保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。</p>	<p>・多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>・知的財産については、保有していない。</p>
--	---	--

### S 評定の根拠(A 評定との違い)

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

#### 【定量的根拠】

#### 【定性的根拠】

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

<b>【(大項目)6】</b>	VI 外部資金導入の推進	<b>【評定】</b> <b>A</b>																																																																															
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。																																																																																	
H23                  H24                  H25                  H26																																																																																	
<b>A                          A                          A</b>																																																																																	
<b>実績報告書等 参照箇所</b>																																																																																	
平成25年度事業報告書82～84頁																																																																																	
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>																																																																															
関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。	<p>○競争的資金の獲得については、平成25年度科学研究費助成事業に新規課題18課題を申請し、新規7課題が採択された。</p> <p>継続9課題とともにこの新規7課題の交付を申請、25年度額を受領し、当該研究を実施した。</p> <p>(科研費申請及び採択状況)</p> <table border="1" data-bbox="584 802 1554 1201"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平成23年度</th> <th colspan="3">平成24年度</th> <th colspan="3">平成25年度</th> </tr> <tr> <th>申請</th> <th>採択</th> <th>採択率</th> <th>申請</th> <th>採択</th> <th>採択率</th> <th>申請</th> <th>採択</th> <th>採択率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>9件</td> <td>1件</td> <td>11%</td> <td>21件</td> <td>8件</td> <td>38%</td> <td>18件</td> <td>7件</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>新規+継続</td> <td>18件</td> <td>9件</td> <td>50%</td> <td>26件</td> <td>13件</td> <td>50%</td> <td>27件</td> <td>16件</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>申請額</td> <td colspan="3">36,090千円</td> <td colspan="3">52,101千円</td> <td colspan="3">41,442千円</td> </tr> <tr> <td>直接経費 (研究費)</td> <td colspan="3">13,700千円</td> <td colspan="3">21,000千円</td> <td colspan="3">23,500千円</td> </tr> <tr> <td>間接経費</td> <td colspan="3">4,110千円</td> <td colspan="3">6,300千円</td> <td colspan="3">7,050千円</td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td colspan="3">17,810千円</td> <td colspan="3">27,300千円</td> <td colspan="3">30,550千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他、他研究機関から研究分担者として、延べ8名計4,082千円(直接経費3,140千円、間接経費942千円)の配分を受け、研究を実施した。</p> <p>なお、平成26年度科学研究費助成事業には、新規課題13課題(内、基盤研究(B)2、基盤研究(C)5、挑戦的萌芽研究5、若手研究(B)1)を申請した。</p> <p>また、競争的資金の獲得については、研究班においても、国等の各種資金制度を活</p>		平成23年度			平成24年度			平成25年度			申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	新規	9件	1件	11%	21件	8件	38%	18件	7件	39%	新規+継続	18件	9件	50%	26件	13件	50%	27件	16件	59%	申請額	36,090千円			52,101千円			41,442千円			直接経費 (研究費)	13,700千円			21,000千円			23,500千円			間接経費	4,110千円			6,300千円			7,050千円			交付額	17,810千円			27,300千円			30,550千円			<p>・競争的資金の獲得について、特に科学研究費では、研究計画調書等の作成に当たり、当該部長の他、上席総括研究員が申請者である研究職員のアドバイザー役となるなど、組織的に取り組んでおり、平成25年度科研費の採択率は39%(18件申請7件採択)であり、成果が上がっている。</p> <p>また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努め、目標額を上回った自己収入を上げている。</p> <p>・年々改善されており、数値評価も可能である。</p> <p>・競争的資金の獲得について、研究所で実施する専門研究との関連性の観点も踏まえ、検討する。</p> <p>今後、申請率等の実績の記載も含めて、科研費を申請する際の特総研としての組織的な戦略が策定されていくことを期待する。</p>
	平成23年度			平成24年度			平成25年度																																																																										
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率																																																																								
新規	9件	1件	11%	21件	8件	38%	18件	7件	39%																																																																								
新規+継続	18件	9件	50%	26件	13件	50%	27件	16件	59%																																																																								
申請額	36,090千円			52,101千円			41,442千円																																																																										
直接経費 (研究費)	13,700千円			21,000千円			23,500千円																																																																										
間接経費	4,110千円			6,300千円			7,050千円																																																																										
交付額	17,810千円			27,300千円			30,550千円																																																																										

	<p>用し、研究資金の獲得に努めることとしている。特に、科学研究費については、研究計画調書等の作成に当たり、当該部長の他、上席総括研究員が申請者である研究職員のアドバイザー役を担うなど、競争的資金の獲得に向けて、組織的に取り組んでいる。</p> <p>平成 25 年度の自己収入の目標額 12,700 千円に対し、実績 55,050 千円(24 年度: 17,969 千円)であり、目標額を大幅に上回ることができた。内訳は以下の通りである。</p> <p>資産貸付収入 9,253 千円(24 年度: 8,259 千円)</p> <p>文献複写料収入 21 千円(24 年度: 33 千円)</p> <p>雑益(間接経費他)9,820 千円(24 年度: 9,087 千円)</p> <p>寄附金 35,956 千円(24 年度: 590 千円)</p> <p>なお、当研究所は、障害のある子どもの教育により一層の振興を図るため、広く国民からの寄附金を募り、随時受入れている。この寄附金 35,956 千円は、主に文部科学省特別支援教育課所管の特例民法法人(2 者)の解散に伴う残余財産処分のための寄附の申出(個人を加え計 3 者)があり、受け入れることとした。</p>	
--	---	--

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

**【定量的根拠】**

**【定性的根拠】**

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

【(大項目)7】 VII 剰余金の使途		【評定】			
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。		-			
		H23	H24	H25	H26
		-	-	-	
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>			
		平成25年度事業報告書84頁			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> <li>利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。</li> <li>目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。</li> </ul>	<b>【利益剰余金の有無及びその内訳】</b> ○平成25年度の利益剰余金は、6,422,620円となっている。 内訳：平成24年度末積立金 3,194,534円、平成25年度未処分利益 3,228,086円  <b>【利益剰余金が生じた理由】</b> ○平成25年度の未処分利益(内当期総利益)3,228,086円のうち会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額が2,807,540円であり、自己収入の未使用分が420,546円である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度の利益剰余金は6,422,620円。要因は平成24年度末積立金3,194,534円、平成25年度未処分利益3,228,086円であり適切である。</li> </ul>			
	<b>【目的積立金の有無及び活用状況】</b> ○なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的積立金はない。</li> </ul>			
<b>S 評定の根拠(A 評定との違い)</b>					
※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。					
<b>【定量的根拠】</b>					
<b>【定性的根拠】</b>					
※A評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。					

--

【(大項目)8】	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】								
<p><b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b></p> <p>(1)筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。</p> <p>(2)施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。</p> <p>(3)人事に関する計画</p> <p>① 方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (参考)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,102百万円 但し、上記の額は、国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。</p> <p>③ その他 ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・人事交流の促進</p> <p>(4)中期目標期間を越える債務負担に関する計画 電子計算機の賃貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間</p>		<p><b>A</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td><b>A</b></td> <td><b>A</b></td> <td><b>A</b></td> <td></td> </tr> </table> <p style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;"><b>実績報告書等 参照箇所</b></p> <p>平成25年度事業報告書84～88頁</p>	H23	H24	H25	H26	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	
H23	H24	H25	H26							
<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>								
評価基準	実績	分析・評価								
筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行ったか。	○平成24年度～27年度科研費(若手研究B)「自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究」(研究代表者:柳澤亜希子(教育情報部主任研究員))において、筑波大学附属久里浜特別支援学校に、研究協力機関としての協力を求め研究を推進している。この中で平成25年度は、日本自閉症スペクトラム学会(平成25年8月	・研究職員の科研において久里浜特別支援学校と連携している。								

<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。</li> </ul> <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。</li> <li>・人事管理は適切に行われているか。</li> </ul>	<p>19日、横浜市)において、同校幼稚部担当教員と「特別支援学校(知的障害)幼稚部における自閉症のある子どもの家族への支援と連携に向けた取組」と題して自主シンポジウムを行った。</p> <p>また、当研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催により「世界自閉症啓発デー2013 in 横須賀」を横須賀市障害者週間キャンペーン(主催:横須賀市ボランティア連絡協議会)の関連行事として平成25年12月7日に実施した。当日は、自閉症者が主人公の映画上映、映画場面を引用した自閉症に関するミニ講義、筑波大学附属久里浜特別支援学校卒業生のメッセージなどの内容であった。筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTAらと共に広報活動等を行い、当日は161名の参加者があった。</p> <p>さらに、東日本大震災を受け、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校と「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、筑波大学附属久里浜特別支援学校より高い位置にある当研究所の施設の一部に、筑波大学附属久里浜特別支援学校が災害対策用品を備蓄するなど、筑波大学附属久里浜特別支援学校と災害対策について連携の強化を図った。</p> <p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>○施設及び設備に関する計画は、中期計画に基づき平成25年度は外灯のLED化の工事を実施した。</p> <p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員、任期付職員の計画的採用状況(人事に関する計画)</li> </ul> <p>○研究職員については、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規程」に基づき、障害種別等のバランスや新規事業への対応のため、教育委員会等との人事交流や公募にて計画的に採用を行っている。なお、平成26年度においては、教材や支援機器のデータベース化を図る「支援機器等教材普及促進事業」が認められたことに伴い、平成26年4月1日付けの人事交流による研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に貢献することも重要である。</li> </ul> <p>・施設及び設備に関する計画は有り、順調に進捗しており、適切な設備・施設の改修が行われているといえる。また、研究所公開や国内外からの見学者の受け入れも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事に関する計画について、研究職員については、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規程」に基づき、障害種別等のバランスや新規事業への対応のため、教育委員会等との人事交流や公募にて計画的に採用を行っている。</li> </ul>
--	--	--

<p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。</li> </ul> <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。</li> </ul>	<p>職員の採用や任期付研究職員の採用を行うなど、業務の推進に必要な人員の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤職員の削減状況</li> </ul> <p>○平成 23 年度 64 名(5 名減) 平成 24 年度 62 名(2 名減) 平成 25 年度 62 名(増減なし)</p> <p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <p>○電子計算機システム一式の賃貸借契約について、平成 24 年 12 月から平成 28 年 11 月までを契約期間とした契約を行っている。また、図書館システム一式の賃貸借契約について、平成 25 年 8 月から平成 29 年 7 月までを契約期間とした契約を行っている。これは、複数年契約が一般的であり、かつ、契約金額が廉価となるためである。</p> <p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>○該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間を超える債務負担は電子計算機システム一式の賃貸借契約、図書館システム一式の賃貸借契約が該当する。理由は複数年契約が一般的であり、かつ、契約金額が廉価となるためであり適切である。</li> </ul> <p>・ 積立金の支出はない。</p>
--	---	--

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

**【定量的根拠】**

**【定性的根拠】**

※A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。